

東京都公文書館

調査研究年報 <WEB版>

第 6 号

目 次

明治元年における建築・土木組織について
～幕府作事組織から新組織への移行過程

小粥 祐子 …… 1

【シリーズ・東京都の文書管理規程】

①東京都制施行時の文書管理規程

宮崎翔一・佐藤佳子 …… 14

【活動報告】

新公文書館開館に向けて ～公文書管理条例を中心に～

相原 宏美 …… 31

【新刊紹介】

都史資料集成Ⅱ第3巻 ～占領下の行政～

小野 美里 …… 35

【活動報告】

東京都公文書館企画展示

「資料が語る世田谷 ～名所・旧跡から東京オリンピック 1964 まで」

馬場 宏恵 …… 43

明治元年における建築・土木組織について

～幕府作事組織から新組織への移行過程

東京都公文書館 史料編さん担当

小粥 祐子

1 はじめに

王政復古により姿を現した新しい権力は、戊辰戦争を戦いながらも次第にその体制を固め、東京奠都、すなわち、京都から東京への実質的な首都の移動を慎重に進めていった。これに伴い、明治政府は首都・東京という新しい都市を建設することになる。

現在、日本の近代建築史について書かれた文献の多くは、嘉永7年（1854）の日米和親条約締結に端を発する開国により、欧米・西洋の建築文化が流入したという記述から始まる。また、政府の建築組織についても、明治2年（1865）の大蔵省営繕司から始まることが多い。

しかし、開国後の江戸、明治維新後の東京に、突然、西洋風の建築が建ち並んだわけではない。皇居は旧江戸城西丸仮御殿を、東京府庁舎は旧大和郡山藩上屋敷を、迎賓施設「延遠館」は旧幕府の海軍施設「石室」を転用したことから明らかなように、明治時代初期は、江戸時代に建てられた建物の用途を変え使用した。町の整備も同様で、それまでの江戸の町をベースにしながら、新たな近代都市・東京を作り上げていった。これらの建築・都市の整備過程では、何らかの新しい組織が必要であることは想像できよう。

明治時代初期の土木・建築組織については、建築史研究において田中義次と藤尾直史による先行研究がある。田中は、政府の組織について、政府および各官庁により明治22年（1889）に編纂された『法規分類大全 第1編、官職門』『法規分類大全 第2編、官職門』『大蔵省沿革志』『工部省沿革報告』や各関係官庁の通達書類を基に、明治前期における営繕事務官制の変遷について明らかにしている¹。この中で、明治前期の営繕事務官制は「大蔵省時代以前」「大蔵省時代」「工部省時代」「臨時建築局時代」の四期からなるとし、建築・土木の事務が組織に含まれるのは、慶応4年＝明治元年（1868）1月17日に設置された「会計事務課」で、その後、同年2月3日に「会計事務局」に移され、同年閏4月21日に「会計官」の中に「営繕司」が設置されたと述べている²。「営繕」とは、建築を新築したり修理することを意味する。

藤尾は、明治初年の築地居留地整備における用達職人および商人による請負工事の実態について論じている³。

しかし、田中は、大蔵省および工部省営繕へとつながる組織の変遷を時系列で整理しているにすぎず、「大蔵省時代以前」の営繕について、「大蔵省時代以前の記録としては大蔵

省沿革志中の営繕寮の項に明治元年閏4月21日営繕司設立以後のことが見えて居るが多くは人事及び治水工事関係のものであって建築関係の事柄は餘り見えて居ない」と述べている。藤尾は、築地居留地整備に直接関わっていると考えられる政府の建築・土木組織そのものについては触れていない。

一方、当館蔵・重要文化財『東京府文書』を概観すると、慶応4年＝明治元年（1868）時点で、首都・東京を作り上げるために、政府の組織とともに、同年7月に誕生する東京府の中にも同様の組織があったことがわかる。また、政府と東京府、それぞれの組織は、幕府の組織を引き継ぎながら成り立っていったことが見えてくる。そこで、本稿は、明治元年時点の政府と東京府の土木・建築組織について、幕府組織から新組織への引き継ぎ、つまり移行に焦点をあて明らかにすることを目的とする。

2 幕府の建築・土木組織

先述のように、本稿の目的は、政府と東京府の土木・建築組織が、幕府組織から引き継がれた一端を明らかにすることである。このため、まず幕府組織について概略を述べる。

2-1 作事・小普請・普請の三役所

幕府の建築・土木組織は、普請・作事・小普請方の三役所からなつた。普請方は石垣・堀・土塁、道、上水などを修理・造成する土木工事を担当し、作事・小普請方は建築工事を担当した。それぞれには、奉行を頂点に組織が形成された。

・普請方

普請奉行は、寛永9年（1632）に置かれたものの他の役職と兼職で、承応2年（1653）に定職となった。元文4年（1739）、それまで道奉行が管理していた上水を町奉行へ移管したが⁴、明和5年（1768）9月、再び、町奉行が管理していた上水および道奉行が管理していた道を普請奉行が管理することとなった⁵。普請方の組織は、未だ具体的に明らかになっていない。

・作事方

作事奉行は、寛永9年に置かれた⁶。作事方は、作事奉行を頂点とし、勘定役をはじめとする事務系と大工頭を頂点とした大棟梁・大工棟梁・大工肝煎からなる大工系とで組織されていた。（図1）

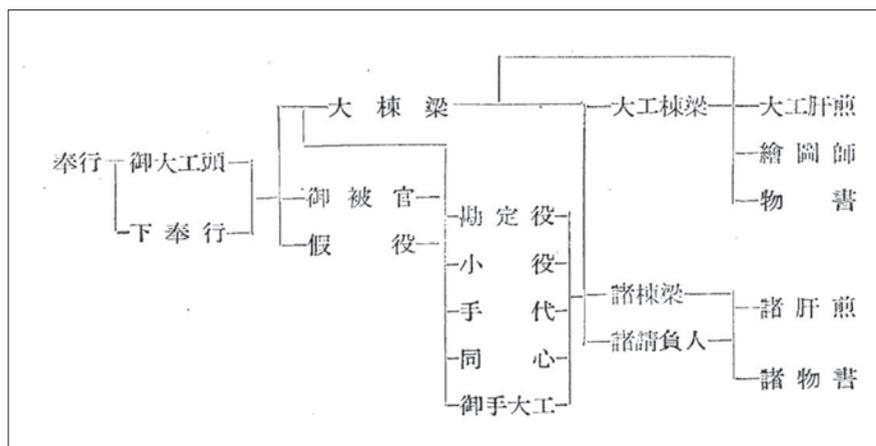
・小普請方

小普請奉行が史料上に出てくるのは、明暦年間（1655-57）以降で、元禄14年（1701）に正式に任命されるようになった。しかし、正徳2年（1712）に、一旦、廃止され再び、享保2年（1717）に置かれた。小普請方は、小普請奉行を頂点とし「小普請方」と小普請方改役という2系統から構成され、「小普請方」には専属の大工棟梁が属した。（図2）図2中には見られないが、小普請方には大工頭という職もあった。置かれた時期は明らかではない。

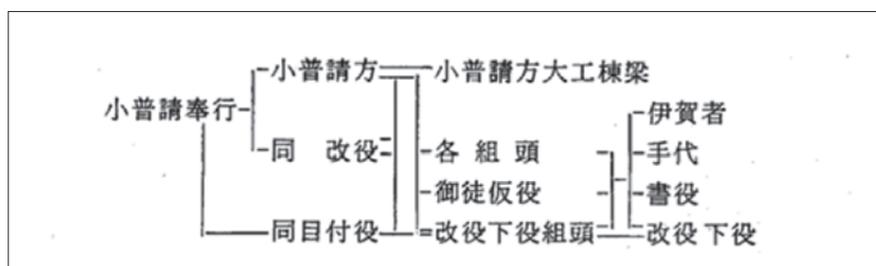
作事方と小普請方は、当初、作事方は新築工事、小普請方は修理工事というように役割を分担していた。しかし、幕府が開かれた頃に建てられた建築が耐久年数を迎えた寛文期（1661-1672）頃から修理工事が増えたことにより、作事方よりも小普請方の仕事量が増えるようになった。さらに、延宝期（1673-1680）になると小普請方が作事方を凌駕した。こうしたことから、仕事量が減った作事方大工棟梁たちが幕府に不均衡を訴え、享保3年

(1718) 5月27日、老中から作事方と小普請方の「御場所分け」が示された⁷。これによって、作事方と小普請方の担当する建物が明確に分けられることとなり、同時に役所による新築・修復の別がなくなった。

なお、普請・作事・小普請方は、一棟の建築物を建てる際、普請方は建築の基礎工事、作事・小普請方は建築工事というように協同して工事を行っていたことから下三奉行と呼ばれた。



【図1】作事方の組織
田邊 泰「江戸幕府作事方職制に就て」『建築雑誌』598、1935、
pp. 27-33 より転載



【図2】小普請方の組織
鈴木解雄「江戸幕府小普請方について」『日本建築学会論文報告集』60.2 巻、
1958、pp.657-660 より転載

2-2 幕末期の建築・土木組織の再編成

幕末になると、幕府は建築・土木組織の改編に着手した。文久2年（1862）6月15日、普請奉行・小普請奉行を廃止⁸、同年9月7日、小普請方大工頭・小普請方改役が作事下奉行の支配となり⁹、同時に小普請方大工頭は廃止された¹⁰。つまり、幕府の建築・土木組織は、文久2年9月時点で、全て作事奉行支配となったことになる。

3 幕府作事方から会計官營繕司への移行

3-1 会計官營繕司の誕生

慶応3年（1867）11月9日、王政復古により総裁・議定・参与の三職が設置され、慶応4年＝明治元年（1868）正月17日、三職のもとに、神祇事務・内国事務・外国事務・海陸軍務・会計事務・刑法事務・制度寮の七課が分課された¹¹。『明治職官沿革表巻第一

『職官部上』によると、会計事務課の職掌は、「戸口・賦役・金穀・用度・貢献・営繕・秩禄・公庫」であると書かれていて、「営繕」とあることから、田中の指摘にもあるように、当初、政府の建築組織は会計事務課の中に置かれたことが明らかになる。

この後、同年2月3日、三職はそのまま、先の七課が、総裁・神祇事務・内国事務・外国事務・軍防事務・会計事務・刑法事務・制度事務の八局に改編された。「営繕」は、会計事務局に引き継がれたと考えられるが、このことが明らかな史料は未だ見い出せていない。

さらに、同年閏4月21日、政府は総裁・議定・参与の三職を廃し、太政官を設け、さらに議定官・行政官・神祇官・会計官・軍務官・外国官・刑法官の七官に分け、各官には職務内容により司局を設けた（太政官七官制）。

土木・建築に関わる組織は、会計官の下に置かれた。会計官は、出納司・用度司・駅通司・営繕司・税銀司・貨幣司・民政司の七司局に分けられた。このうち、政府の土木・建築に関わる組織は会計官営繕司で、これまでのように一組織の中に含まれているものではなく、独立した組織である。

当初、会計官営繕司は京都にある幕府・修理役所に設置された¹²。その後、営繕司の支署が、明治元年7月14日に大坂川崎の幕府・破損方¹³、同年10月18日に東京呉服橋内にあった幕府・作事役所¹⁴に設けられた。営繕司の役所は、最終的に明治2年（1869）2月7日に東京を本署とし、京都の本署は出張所へと変わった。これに伴って、営繕司の庁舎は呉服橋内の役所へと移転した¹⁵。

つまり、営繕司は、幕府・作事役所をそのまま政府の庁舎として引き継いだことが明らかとなる。

3-2 会計官営繕司の組織

前項では、会計官営繕司が誕生するまでの経過を明らかにした。本項では、会計官営繕司の組織について明らかにしたい。

これまでに、会計官営繕司の組織について、具体的に記されたものはないが、明治元年に出版された幾つかの『官員録』および『大蔵省沿革志』から断片的に明らかになる。

慶応4年＝明治元年（1868）閏4月に太政官七官制となった時点で、会計局営繕司の役人は、知司事・判司事・権判司事からなった。『鎮台府一件〈常務掛〉』（請求番号：605.A5.06）によると、初代・営繕司知司事には、中井主水と甲斐左郎の二人が就任している。このうち中井主水は幕府・京大工頭の家系で、慶応3年（1867）時点では「作事奉行並」であった¹⁶。ただし、中井は、同年5月4日に罷免されている。（表1）表1は、『大蔵省沿革志』によって、明治元年中に営繕司知事に任命された人物名と任命日を整理したものである。

表2は、明治元年に出版された須原屋茂兵衛・和泉屋市兵衛版の『官員録』（以下、『官員録』（須原屋・和泉屋版）と記す）によって営繕司の組織を整理したものである。出版月日は明かではない。『官員録』（須原屋・和泉屋版）には、営繕司知判事に海福雪・廣瀬左衛門・河村與惣右衛門・鈴木忠右衛門の4人の名前が見られる。これを表1に当てはめると、明治元年10月14日時点の状況となる。また、『官員録』（須原屋・和泉屋版）は、大阪と東京在勤者の役人名が書き分けられていることから、10月に東京に支署が置かれた後の

表1 慶応4年=明治元年における営繕司知事の任命

任 命		人 名	罷 免		備 考
月	日		月	日	
閏4	24	甲斐九郎			
閏4	25	中井主水	5	4	
5	4	廣瀬左衛門・海福雪			
10	4	河村與左衛門			
10	14	鈴木忠衛門			還任
12		寺木仁右衛門			

出典『大蔵省沿革志』

表2 『官員録』須原屋茂兵衛・和泉屋市兵衛版にみる営繕司の組織

営繕司 知司事		海福 雪 廣瀬 左衛門 河村 與惣右衛門
	東京	鈴木 忠右衛門
判司事	大坂	寺木 甚右衛門 小出 良右衛門 白川 雅楽 高石 幸次 池神 龍右衛門 三澤 右近番長 宮川 小源太
	東京	秋山 奎兵衛 増田 安兵衛 小森 弟次郎 篠崎 篤三郎 近藤 與兵衛
権判司事		森 三郎右衛門 山田 隆次郎 喜多川 四平 森田 伊太郎 樋口 賢之助

状況であると言える。

東京支署については、『東京官員録 全』（国立国会図書館蔵）（図3）により一端が明らかとなる。『東京官員録 全』（国立国会図書館蔵）も明治元年に出版されたが出版月は明かではない。

『東京官員録 全』によると、営繕司とは別に「御作事役」として8人の名前が挙げられている。このうち、秋山奎兵衛・増田安兵衛・小森次郎・篠崎篤三郎は、前出の『官員録』（須原屋・和泉屋版）において東京在勤の判司事として名前が挙げられていた。『官員録』（須原屋・和泉屋版）および『東京官員録 全』ともに出版月が明らかではないので、

作事役(3人)－御作事役並(5人)－同納役(30人)－同調役並(37人)－同下役(52人)

【図5】会計局作事方の組織

5の構成になる。ただし、「御作事役」は、『東京官員録 全』には8人の名前が挙げられていたが、『記録材料・会計局附属役々人数書』では3人となっていて、組織形成過程による混乱のためか、史料によって齟齬が見られる。

なお、会計官作事方に属していた役人について、『東京府文書』を調査した結果、『東京官員録 全』に掲載されていない人名として、作事役並・榎鉦次郎²⁰、会計局作事方大鋸棟梁・南川伊豫²¹、作事下役・神田彦太郎²²を見出すことができた。このうち、榎は幕府作事下奉行、南川は小普請方大鋸棟梁であった。

さらに、会計局には大工棟梁も附属していたことが〔史料1〕から明かとなる。

〔史料1－1〕明石橋修復工事入札御達

『理事彙輯・乙部・諸綴込 明治元年』（請求番号：605.A4.15）

（略）

当御場所御普請ケ所ニ是迄差配人喜助外式人之ものえ申付目論見仕様組在方御入用凡積写いたし候上ニて諸用達其筋職分之者え入札為致候得共、此段右差配人御免相成候上は、右之者え申付候も其謂れ無之候間、会計局附之大工棟梁え当所御用申付目論見仕様組立方は勿論定式之御用をも為相勤候方可然存候間、別紙之通御達相成候様致度候

（明治元年）八月廿八日

〔史料1－2〕明石橋修復工事入札に関する請書

以書付御請奉申上候

一、当御役所定式別廉共御用向万端目論見仕出之定式諸御仕事一式引請候積被仰付、職分冥加難有仕合奉存候、依之御用向差支無之様精々奉相勤候、此段御請奉申上候、以上
辰（明治元年）八月晦日

大工棟梁
溝口 備 中 ⑩
大工棟梁世話役
三浦 金五郎 ⑩

鉄砲洲御役所

〔史料1－1〕は、築地鉄砲洲にかかる明石橋の修復工事に関して、それまで御用を務めていたホテル差配人喜助外を御免とすることになった。その代りとして、鉄砲洲役所は、新たに会計官（局）附属の大工棟梁に御用を申し付けることとなり、その決裁書である。これに対し、〔史料1－2〕において会計官（局）附属の大工棟梁・溝口備中と同世話役・三浦金五郎とが、鉄砲洲御役所へ請書を提出した。なお、三浦金五郎は幕府作事方大工棟梁²³であった。

また『東京府文書』には、会計官作事方に関する書類として〔史料2〕もある。

[史料2] 浜御庭内修理および掃除に関する掛合

『達掛合留・坤 従明治元戊辰年7月至同12月』（請求番号：605.A3.07）

（略）

東京府外国局

会計局御作事方

浜御庭内御建物並外廻り草生塵芥等之箇所明後十七日御場所え四ツ時揃にて、当局役々見分差出申候間、其御役々も同弁御差出有之度、尤其節御同所絵図面御持参有之候様いたし度、此段及御達候、以上、

辰（明治元年）十月

追啓本文之儀畳ニ候ハ、同送之積有之候、

下ケ札

御書面之趣致承知候、然ル処御場所極御急之義ニ付御庭並御茶屋向は会計局御用達肥前屋七右衛門、三河島村七郎兵衛、同所大手内御長屋取毀致草取地平均は寄場人足え申付御場所取掛申候、尤精々御入用不相嵩様取計可申積付ては仕上候上内訳帳相添御廻し可申間、右御入用御局より御出方相成候様いたし度存候、且又浜御庭絵図面之義、末々屋敷改より引渡無之、此段御挨拶旁及御掛合候、

（明治元年）十月 外国局

[史料2] は、浜御庭を管理していた東京府外国局から会計官御作事方への掛け合い記録である。明治元年10月時点、浜御庭は草木が生い茂り荒れていた。これを見かねた東京府外国局が会計官作事方へ浜御庭内にある御茶屋の修理と大牛内御長屋の取り壊しについて掛け合った。掛け合いにあたっては、東京府外国局と会計官作事方とが協同で見分するとある。その結果、御茶屋の修理は会計官御用達の肥前屋七右衛門・三河島村七郎兵衛、浜御庭大手内長屋の取り壊しは寄場人足へ申し付けることになった。

しかし、これまで述べてきた作事役・作事役並・勘定支配・勘定の役職名は、明治元年10月晦日、「維新更始ノ際東京支衛ノ吏職ニシテ幕府ノ旧称ニ沿仍セル者、此ニ至リ之ヲ改正ス。」²⁴、つまり幕府が使っていた「作事」および「勘定」がつく役職名は改称されることとなった。但し、改称後の名称は現時点で明らかでない。なお、先に挙げた役名廃止の文章により、会計官作事方が東京支署に属する役職であったことが明らかとなる。

4 幕府作事（普請）方から市政裁判所・東京府営繕方への移行

4-1 幕府作事方から市政裁判所の文書類の一部引き継ぎ

政府に会計官営繕司が置かれてから1ヶ月後、幕府作事方から市政裁判所へ幕府作事方の文書類の一部が引き継がれた。

慶応4年＝明治元年（1868）4月11日、江戸城が「無血開城」され、同年5月15日には、幕府を支持し上野の山に立てこもっていた彰義隊が新政府軍に敗北した。これに伴っ

て、同年5月19日、軍政のための江戸鎮台府が置かれた。同時に、それまで江戸の取締りにあたってきた町・寺社・勘定奉行が廃止され、それぞれ市政・寺社・民政裁判所に引き継がれた。このうち市政裁判所の設置時、幕府作事方（普請方）の事業の一部が引き継がれた²⁵。

幕府から市政裁判所への事業移行については、東京都編集の『都史紀要6 東京府の前身 市政裁判所始末』²⁶「二、市政裁判所の事業経過」（以下、『市政裁判所始末』とする。）の中で『鎮台府一件〈常務掛〉』の記述を基に整理されている。これによると、幕府から市政裁判所に引き継がれた事業は16項目ある。このうち幕府作事方に関する事柄は冒頭の2項目に記載されている〔史料3〕。

〔史料3〕 市政裁判所への事務引き継ぎ事項

『鎮台府一件』（請求番号：605．A5．06）

明治元年戊辰五月廿八日改正掛ヨリ伺

一、水道ノ儀ハ、江戸第一ノ弁用ニテ、是迄徳川作事奉行ニテ取扱罷在、専ラ江戸地方ニ関係仕候儀ニ御座候間書物類不残御受取相成候様仕度候事、

但、受負人用達等ノ名前書出可申旨御達ノ事、

附札

〔伺之通、

一、徳川屋敷新地掛等ニテ取扱候江戸地方ニ関係致シ候書物御受取相成候様仕度候事、同（附札）

〔伺之通、

一、右両條ハ会計局ノ役々モ立合被仰付取締相立、市民ノ融通ヲ相附渡世ノ弁利ヲ得候様仕度ト奉存候事、

（以下、略）

〔史料3〕は、市政裁判所改正掛から鎮台府への伺に基づいて、鎮台府が幕府から市政裁判所へ引継がせる事項を確認した文書のうち、「水道」と「土地管理」に関する項目である。これによると、「水道」は、これまで幕府の作事奉行が取り扱ってきたが、江戸の人々の生活にとって重要なものであるので関係する書物類は残らず市政裁判所が受け取りたい、とあり、これに伴って、請負人・用達などの名前を書き出して提出するよう達している。つまり、本稿「2-2 幕末期の建築・土木組織の再編成」で述べた幕府作事方の職掌のうち上水管理を政府では市政裁判所に引き継いだことになる。

また、幕府の「屋敷新地掛」に関する書物類についても、市政裁判所が受け取りたい、とある。幕府では江戸の土地管理を普請方が行っていた。

さらに、三条目にある通り、「水道」および屋敷新地の管理にあたっては、先述の政府会計官（局）の役人も立ち合い取り締まりたいとしていた。

以上から、幕府作事方から市政裁判所が「水道」と屋敷新地の管理を引き継いだことになる。さらに言えば、明和5年（1768）まで、町奉行が管理していた上水は、一旦、幕府が管理したが、明治政府になって、再び、町奉行所の流れをくむ市政裁判所の管理に戻ったことになる²⁷。

4-2 東京府司農局營繕方

慶応4年＝明治元年（1868）7月17日、明治天皇によって江戸が「東京」と改められ、新たに東京が首都となった。これに伴って、市政裁判所は廃止、市政裁判所の事業は新たに置かれた東京府に引き継がれ、職制が定められた²⁸。東京府の職制は、まず、知府事を長、判府事を副長とし、その下に、権判府事、書記、筆生が設けられた。さらに東京府を市政局と司農局²⁹の2局に分け、市政局には聴訴方・断獄方・庶務方・社寺方・出納方・記録方・捕亡方・匠作方・人馬方の9方、司農局には租税方・庶務方・營繕方・駅逋方・記録方の5方が作られた。このうち建築・土木に関する職は、司農局營繕方である。營繕方の職務について、『東京府史料・職制・1・（起明治元年5月止2年12月・）第1類・職制附諸掛事務取扱伺・第2類・庁門規則・附宿直規則諸則・第3類・諸官廃置附署局統合諸課廃置 自明治元年至明治2年』（請求番号：634. B5.17）に、「郭内聴舎・倉庫・堤防・橋梁ヲ修繕シ、水利開墾・川溝ノ汚穢ヲ掃除シ、盡ク山野河海ヲ掌ルヘシ」と書かれている。つまり、營繕方の職務は、郭内の庁舎・倉庫などの建築物および堤防・橋梁などの修繕、水利開墾川溝の掃除であった。

一方、明治元年10月2日に旧大和郡山藩上屋敷の改修工事が完了、すなわち東京府庁舎が竣工し、東京府としての行政が本格的に開始されると、翌10月3日、元町年寄・館市右衛門が、東京府から「作事掛兼帯」を言い渡された³⁰。館は、同年9月17日に、元町年寄であった樽俊之助・喜多村又四郎とともに東京府庶務方を仰せつけられていた³¹。館が作事掛兼帯となった際、館以外にも10人が新しい役職を言い渡されているが、建築・土木に関わる役職としては、「作事掛下役兼帯」に尾上与三郎、中村元助の2人が就いている³²。ただし、作事掛・作事掛下役が、東京府の職制中で、どこに位置していたのかは、現時点では明らかではない。

5 まとめ

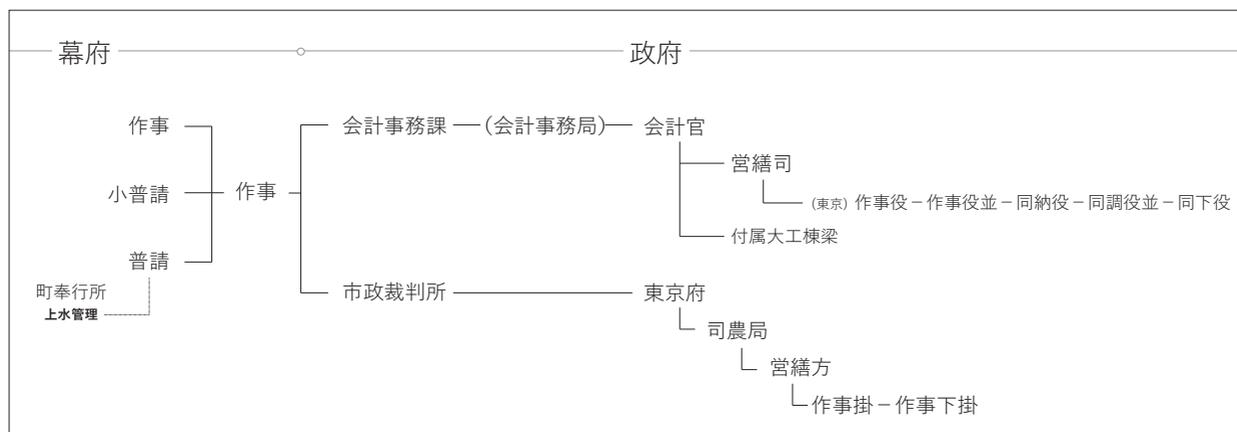
本稿では、明治元年時点での政府と東京府の土木・建築組織について、幕府組織から政府組織への移行に焦点をあて明らかにした。（図6）（附表）。

その結果、明らかになったことは次の通りである。

- ・明治政府の土木・建築組織は、慶応4年＝明治元年（1868）閏4月21日に制定された太政官七官制の元で設置された会計官營繕司が最初である。
- ・明治元年時点で、会計官營繕司東京支署には「作事方」という組織があった。作事方は、作事役－作事役並－同納役－同調役並－同下役で構成され、幕府作事方に属していた役人や職人、大工が所属した例がみられた。つまり、会計官の中に、幕府作事方の大工組織や大工が組み込まれていったことになる。しかし、「作事」は幕府が使っていた名称ということで改められた。ただし、改称後の名称は定かではない。
- ・文久2年（1862）まで幕府普請方が管理していた江戸の上水・屋敷地管理は、町奉行所の流れを汲む市政裁判所に文書類とともに引き継がれた。市政裁判所を引き継いだ東京府には司農局營繕方が置かれた。また、これとは別に「作事掛」「作事下掛」という役職が設けられ、町奉行所町年寄・館市右衛門が就任した。

以上のことから、本稿では、明治元年時点で、政府の会計官營繕司は幕府の建物と人の一部を、東京府の司農局營繕方は幕府の事業の一部を移行したことを明らかとした。

明治2年（1869）になると、政府の会計官営繕司は、7月に大蔵省営繕司、8月に民部省土木司、翌年（1870）に大蔵省営繕司へと変わっていくこととなる。一方、東京府司農局営繕方については、史料の制約上からか不明な点が多い。こうした中で、明治2年以降の政府および東京府における組織・職制改編の過程で、かつて幕府作事方に属していた人や事業そのものが、さらに活かされ新しい組織に取り込まれていったのか、あるいは近代化により淘汰していったのかについては、近代の建築・土木組織を理解する上で重要であると考え、このことは、今後の課題としたい。



【図6】江戸幕府から明治政府への建築・土木組織の移行図

附表 幕府作事方から政府の土木・建築組織への移行年表（慶応3－明治元年）

年号	西暦	月	日	事項	
文久2	1862	6	15	普請奉行・小普請奉行が配しされる	
		9	7	小普請方御大工頭・御改役が作事下奉行支配になる 小普請方御大工頭が廃止される *旧幕府の建築・土木組織は全て作事奉行支配となる	
慶応3	1867	10	15	徳川家慶が大政を奉還し、徳川幕府が幕を閉じる	
慶応4	1868	1		会計事務科が営繕を担当する	
		2	5	会計事務局が置かれる	
		4	11	江戸城無血開城	
		閏4	21		太政官を七官にわけ、それぞれに司局を設ける 会計官営繕司を京都旧修理役所に設置する
		5	19		江戸鎮台府が置かれる
			27		旧町奉行所を引き継ぎ、市政裁判所が誕生する 旧作事奉行所簿籍を市政裁判所に置く
		7	14		会計局営繕司支署を大阪川崎旧破損方に置く
			17		江戸が「東京」と改められる
		明治元	1869	9	3
10	2				東京府庁舎が竣工する
	3				元町年寄・館市右衛門が作事掛兼帯となる
18				会計局営繕司支署を東京呉服橋内旧幕府作事役所に置く	
晦日				会計局営繕司東京支署に内にあった作事役・作事役並・勘定支配・勘定が廃止される	

参考文献

- 内閣記録局『明治職官沿革表 官庁部 上』1891年
 小中村清矩『官職制度沿革史』誠之堂、1901年
 東京都『都史紀要6 東京府の前身 市政裁判所始末』1959年
 西和夫『江戸城と本途帳』彰国社、1974年
 大蔵省記録局『大蔵省沿革志 [復刻版]』1978年
 吉田純一「III 近世 1.2.3 幕藩体制と生産組織」『新建築学大系2 日本建築史』1999年、
 pp. 358-362
 大石学（編）『江戸幕府辞典』2009年

- 1 田中義次「資料 明治前期に於ける営繕事務官制の変遷」『建築雑誌』、昭和11年7月、pp. 67-72
 2 注2に同じ
 3 藤尾直史「明治東京の工事請負体制 18-19世紀江戸東京の公的工事体制（2）」『2002年度日本建築学会関東支部研究報告書』2003年、pp. 429-432、「明治初期築地居留地工事体制について」『日本建築学会九州支部研究報告第45号』2006年3月、pp. 725-728、「明治初期築地居留地工事体制について その2」『日本建築学会東海支部研究報告書第45号』2007年2月、pp. 705-708 ほか
 4 『有徳院殿御実紀』元文4年8月2日
 5 『浚明院殿御実紀』明和5年9月13日
 6 『大猷院殿御実紀』
 7 『有徳院殿御実紀』享保3年5月28日
 8 『昭徳院殿御実紀』文久2年6月15日
 9 註8に同じ
 10 註8に同じ
 11 『明治職官沿革表巻第一 職官部上』
 12 『太政類典 官制 官庁設置 一』明治元年閏四月
 13 『太政類典 官制 官庁設置 一』明治元年七月十四日
 14 『太政類典 官制 官庁設置 一』明治元年十月十八日
 15 『大蔵省沿革志』
 16 『大成武鑑』慶応3年、出雲寺万次郎版
 17 『大成武鑑』慶応3年
 18 『大成武鑑』慶応3年
 19 『記録材料・会計局附属役々人数書』（国立公文書館蔵、請求番号：記00201100）の末尾に、「右十月二日迄追々役 召出候分書面之通御座候以上、（明治元年）辰十月」との記述があることから、本史料は明治元年10月2日までに会計局附属の役人を召出す際に作られた文書であることが分る。
 20 「飯田町二合半坂下袋町秩父栄橋上り屋敷家作共榎鉦次郎へ心附預けの儀御作事役並榎鉦次郎家来平井仇太郎より上水屋敷改掛衆へ請書 慶応4年9月12日」『屋敷渡其外証文 〈屋敷改〉』（請求番号：605. A4. 22）
 元辰シ可申事
 飯田町式合半坂下袋町秩父栄橋上り屋敷家作共榎鉦次郎え心附預ケ之儀被仰渡奉候、為後日仍如件
 慶応四辰年九月十二日

御作事役並榎鉦次郎家来

平井供太郎@

上水屋敷改掛衆

*このほか、『屋敷渡其外証文 〈屋敷改〉』（請求番号：605. A4. 22）中、以下の件名にも御作事役並・榎鉦次郎の名が見られる。

「大久保4丁目小宮山守之助上り屋敷榎鉦次郎へ心附預の儀御作事役並榎鉦次郎内平井佐太郎より上水屋敷改掛衆へ請書 明治元年9月25日」（綴込番号*090）、「深川小松町小宮山守之助上り屋敷榎鉦次郎へ心附預の儀御作事役並榎

- 鉦次郎内平井佐太郎より上水屋敷改掛衆へ請書 明治元年9月25日」（綴込番号*093）
- 21 「浜町山伏井戸柴村弥之助上り屋敷家作共量建具共当分心附預の件会計局御作事方大鋸棟梁南川伊豫より上水屋敷改掛衆へ請書 明治元辰年10月4日」『屋敷渡其外証文 〈屋敷改〉』（請求番号：605. A4.22、綴込番号*131）
- 浜町山伏井戸柴村弥之助上り屋敷家作並量建具共私え当分心附預被仰渡奉畏候、為後日仍如件、
- 明治元辰年十月四日

会計局御作事方

大鋸棟梁

南川伊豫

上水屋敷改掛衆

- 22 「表六番町通り河部三五郎上り屋敷家作共心附預之儀御作事下役神田彦太郎より上水屋敷改掛衆へ請書 慶応4辰年9月17日」『屋敷渡其外証文 〈屋敷改〉』（当館蔵、請求番号：605. A4.22、綴込番号：*069）
- 表六番町通り阿部三五郎上り屋敷家作共私え心附預之儀被仰渡奉恐候、為後日依如件、
- 慶応四辰年九月十七日

御作事下役

神田彦太郎◎

上水屋敷改掛衆

- 23 『大成武鑑』慶応3年
- 24 『大蔵省沿革志 元年十一月 本官』pp.30-31
- 25 『鎮台府一件<常務掛>』（当館蔵・請求番号：605. A5.06）
- 26 東京都編集『都史紀要6 東京府の前身 市政裁判所始末』昭和34年3月、pp.75-127
- 27 『浚明院殿御実紀』
- 28 『東京府史料・職制・1・（起明治元年5月止2年12月・）第1類・職制附諸掛事務取扱伺・第2類・庁門規則・附宿直規則諸則・第3類・諸官廃置附署局転合諸課廃置 自明治元年至明治2年』（請求番号：634. B5.17）
- 29 「郡政局」と記された文書もある。
- 東京都公文書館HP「東京府組織の変遷 明治元年～明治18年：1868-1885」
https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/0702f_hensen_m1.htm 2019/12/16 アクセス
- 30 「館市右衛門町事務掛申付ノ件」『明治元年・順立帳・1』（請求番号：632. E1.02）
- 31 「辰九月 樽俊之助外式人東京府市政局庶務方被仰付候ニ付町年寄書物類当府江可納旨仰渡一件」『明治元年・順立帳・1』（請求番号：632. E1.02）

樽 俊之助
喜多村 又四郎
館 市右衛門

右三人儀東京府市政局庶務方被 仰付候ニ付以来拙者共都て同様之勤方ニ付御成候哉、且之町年寄書物類当府江可相納旨被 仰渡候由、右は向後いつれ之向に而引取可相成哉御問合申候事、

(明治元年) 九月十七日 庶務方

調役頭取衆
調 役衆

書物類は一ヶ所え取纏メ差置、其余御書面之通御心得可然□□候

- 32 「館市右衛門町事務掛申付ノ件」『明治元年・順立帳・1』（請求番号：632. E1.02）

【シリーズ・東京都の文書管理規程】

① 東京都制施行時の文書管理規程

東京都公文書館 史料編さん担当
宮崎 翔一・佐藤 佳子

1 はじめに

東京都は、平成 29 年（2017）7 月 1 日に公文書の管理についての基本的な事項を定めた「東京都公文書の管理に関する条例」（平成 29 年 6 月 14 日公布 条例第 39 号）を施行し、公文書の適正な管理を図るための取組みを進めている。さらに、令和元年（2019）9 月 26 日には同条例を改正して令和 2 年 4 月 1 日から「歴史公文書制度」を導入するなど、公文書管理制度の新しい局面を迎えている。

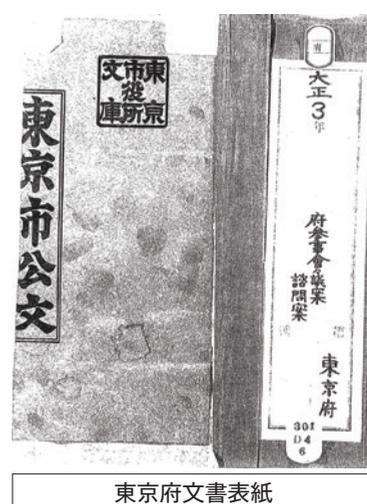
本シリーズは「東京都の文書管理規程」と題して、昭和 18 年（1943）に東京都が誕生してから、約 80 年にわたる公文書の管理について、根拠規定の整備に焦点を当て、基本資料を紹介するものである。

本稿は、第 1 回目として、東京都制が施行された昭和 18 年 7 月 1 日に定められた「東京都文書取扱規程」と昭和 20 年（1945）4 月 17 日に定められた「東京都文書編纂保存規程」を取り上げ、規程制定の経緯について検討する。

2 府と市の規程案策定をめぐる動向

前述のとおり、昭和 18 年 7 月 1 日、東京府及び東京市を廃止して、東京都を設置する東京都制（昭和 18 年法律第 89 号）が施行された。当然のことながら、文書管理も都制施行前に府と市の間で統一する必要に迫られた。

昭和 9 年（1934）「京橋区史」編纂に携わり、その後東京市の文書課で市史編纂を担当し、都制施行後も東京都文書課において史料編さん事業に従事した川崎房五郎氏は、都制施行後の文書は東京市の方式で編綴されるようになったと語っていた¹。東京府から文書課の書庫に送られてきた保存文書は、東京府の表紙を剥がして旧東京市の方式で分類し、新たな表紙を付け直す作業を行ったという。この証言は、当館所蔵の東京府文書の中に「東京市公文」と書かれた表紙（画像）を持つものがあることから裏付けられるが、実際どのような検討過程を経て決定されたのだろうか。以下当館所蔵文書により検証してみたい。



東京府文書表紙

当館所蔵文書中に、東京市総務局文書課が作成した自昭和十六年『文書関係綴』（請求番号：324.E7.04）と題する公文書がある。その中に検討過程を記録した以下の文書が綴られている。

- (1) 昭和18年5月12日提案「総発第849号 供覧ノ件 東京都文書取扱規程案及文書編集保存規程案作成調査顛末供覧ノ件」
- (2) 昭和18年6月4日提案「総発第1012号 東京都文書取扱規程案等ノ作成ニ関スル件」

主にこの2件の文書に沿って、府と市でどのような協議がなされたのかを整理してみよう。文書(1)と(2)によれば、府と市は、文書管理に係る規程として、「東京都文書取扱規程」「東京都文書編纂保存規程」「区役所文書編纂保存規程」の試案を作成することとした。

試案を作成するにあたり、東京市は骨格となる要綱として「東京都文書取扱規程試案」を検討している。この試案によれば、昭和4年（1929）12月28日に定められた「東京市文書取扱規程」を基準にして案を作成することとしている。その根拠として以下の3点を挙げている。

- ① 現在の東京府文書は「官房文書課集中主義」であるが、東京市の場合市庁舎が所々に点在しているため、文書の收受、処理、施行等の実情に合わない。
- ② 東京市の文書取扱規程は「東京府文書取扱規程（庁中処務細則）」をほぼ網羅し、文書取扱の実情に即している。
- ③ 東京市の文書取扱規程は、諸官庁文書取扱規程と同様の章（第一章 総則、第二章 文書ノ收受、第三章 文書ノ処理、第四章 文書ノ施行、第五章 文書主任及文書主務、第六章 文書ノ集配、第七章 附則）があり、一貫した文書取扱事務を完備している。

上記①の「官房文書課集中主義」とは、完結した文書を全て官房文書課に引継ぎ、同課で集中的に整理保存することを指す。しかし、散在する庁舎²で膨大な業務を行っていた東京市には無理な方式であった。

ところが試案検討中に、府側から先に試案が提出されたため、府案を検討したところ、東京市と同様に市の現行文書取扱規程を基礎として作成されたものであったという。つまり「東京都文書取扱規程」のベースは東京市の規程であったことがわかる。

さらに、試案作成にあたって考慮すべき点として、職制の統一による機関名称の変更、各局部課長の専決または代決事項の範囲による機関名称の改称、府の規程にあつて市文書取扱規程に定めていない事項を検討する必要があるとし、表1のように整理している。

他にも、「東京府文書取扱規程（庁中処務細則）」と「市文書取扱規程」の条項を参照すること、「区役所文書取扱規程」は現行規程を基準として別途作成することとしている。

文書(2)には6月段階の動きが記されている。これによれば、3回の「府市協議会」が行われ、ほぼ最終案が固まったことがわかる。各回の協議は次のとおりである。

〈第1回協議会〉

第1回協議会は、5月14日に行われ³、他の事案と共に「文書課部会」を設けて協議する

表1 市規程に定めていない東京府規程事項

条 文	東京府規程	本市文書取扱規程中改正
1、例規トナルベキ文書ハ官房主事及主務課長ニ於テ其ノ謄本ヲ作り原本ハ速ニ知事官房ニ返付シテ処理スベキコト	第四条第二項	第十四条第一項ノ次ニ加フ
2、官房主事及主務課長ハ重要ナル事件ニ関シテハ予定進行表ヲ作り常ニ其ノ進捗ヲ図リ毎月一回上官ニ供覧スベキコト	第六条	第三十五条第一項ノ次ニ加フ
3、発送文書ニ総テ知事名ヲ署スベシ但シ事件ノ輕易ナルモノ及下級官廳ニ対スル文書ニハ部長名、官房主事名及府名、部名、官房名ヲ以テシ課長宛ノ照会及之ニ類スル輕易ナル事務ニ付テハ課長名及課名ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得ルコト	第八条	第三十七条第一項ノ次ニ加フ
4、主任者不在ヲ予知シ得ルトキハ予メ其ノ事務ヲ同僚又ハ上官に引継ギ置クベキコト	第十二条	服務心得ニ関スルモノト認ム
5、機密ノ事件ハ上官ノ指揮ヲ受ケ通常ノ手續ニ依ラズ便宜処理スルコトヲ得ルコト	第十四条	第三十条ノ一部改正
6、願、届、照復又ハ支払等特ニ必要アルモノヲ除クノ外電話其ノ方法ニ依リ迅速ニ之ヲ処理スベキコト	第十八条	第三十一条第一項ノ次ニ加フ
7、文書ハ総テ未決ニ区分シ一定ノ方法ニ依リ放置スベキコト	第十九条	第三十一条第一項ノ次ニ加フ

※「東京都文書取扱規程試案」東京市文書 324. E 7.04 (71.1)

ことを両者で確認、主な協議事項は以下のとおり。

一、文書取扱ニ関スルコト

(イ) 東京府作成文書取扱規程案ノ検討

(ロ) 区役所文書取扱規程

(ハ) 各区交換便連絡自動車

二、文書編纂保存ニ関スルコト

(イ) 保存類別 (ロ) 保存年限 (ハ) 従前保存文書ノ取扱 (ニ) 文庫

(ホ) 区役所文書編纂保存規程

〈第2回協議会〉

第2回は、東京市が作成した「文書取扱規程 是正案」について協議を行っている。是正案は、東京府作成の「(東京都) 文書取扱規程」にて協議(第1回の協議と思われる)したところ、東京市にとって訂正すべき点があり作成したようだ⁴。

主な修正箇所は、文言の修正、簿冊の種類や名称の整理、公文書の受発番号の付け方、官房長または官房宛の文書取扱に関する規定の追加、文書主任を主務局長が任命する形から庶務を取り扱う課の係長が担当するように変更、さらに、「東京市文書取扱規程」に規定されている「第六章 文書ノ集配」を付け加えている。

東京府は、概ね了承し、「更正原稿」を作成の上、更に協議することになった。続けて、その協議では「区役所文書取扱規程案」は市が作成すること、「各区交換便連絡自動車制度」は現行通りとすること、「都・区文書編纂保存規程」は都制実施後に速やかに作成すること等が決められた。

〈第3回協議会〉

第3回は、第2回の協議結果を踏まえて、東京府が提示した「文書取扱規程」を検討している(「更正原稿」とと思われる)。文言の調整に加えて、第5章に「文書ノ集配」、第6章に「文書ノ編纂及保存」の「第39条 完結文書ノ引継又ハ文書ノ編纂及保存ニ関スル規定ハ別ニ定

ム」を付け加えている。調整の結果、「文書取扱規程制定ノ件」が成案となった。この成案には、文言の修正と補足、「文書取扱規程」に第6章の「文書ノ集配」の条文を第39条～第44条まで挿入、第7章に「文書ノ編纂及保存」の「第45条 完結文書ノ引継又ハ文書ノ編纂及保存ニ関スル規定ハ別ニ定ム」が付け加えられている。さらに「附則」が新たに加えられ、施行前の規程で取り扱ったものは今回の規程を適用すること（第46条）、施行前の規程で調製した簿冊及び様式類で現存するものは当分そのまま使用する（第47条）、府市から引き継いだ書庫または文庫の管理については文書の編纂及び保存に関する規程制定に至るまで府及び市で定めた取扱例による（第48条）と補足された。この成案と公報で正式に公告された規程を比較すると、文言の修正などが多少あるものの、ほとんど一致する。

「区役所文書取扱規程」に関しては、前述のとおり、市が「区役所文書取扱規程（庁中処務細則ニ挿入ノ予定ナリ）」として、「第一章 文章收受」「第二章 文書処理」を提示し、府が成案として「区役所処務規程」を作成した。

第2回協議会にて都制施行後に速やかに作成することになった「東京都文書編纂保存規程」は、文書(1)によると、東京府では明治40年（1907）3月13日に「東京府訓令甲第13号 文書編纂保存規程」と「東京府訓令甲第14号 東京府文庫規程」⁵、東京市では昭和4年6月20日に「東京市訓令甲第30号 東京市文書編集保存規程」が策定されていたことから、「東京都文書編纂保存規程作製上ノ措置」に基づき、案をつくらしている。

「東京都文書編纂保存規程作製上ノ措置」によれば、「東京市文書編纂保存規程」を基準として、「東京府文書編纂保存規程」の所要事項を盛り込むこと、「東京市文書編纂保存規程」の不備を是正すること、「府市引継文書編纂保存規程特例」として、引継文書は規程にそって編纂し、府と市にわけて保存すること、東京府書庫にある「図書」「文書（編纂保存規程）」「旧幕府引継書」「雑」は、「東京府引継書」「東京市引継書」を加えて「東京都書庫」とするとしている。また、区役所文書は既存の「区役所文書編纂保存規程」に沿って別途作成するとしている。

文書の分類基準は、府が「課別」、市が「件名別」で整理しているが、市の「件名別」を基準として類別順序を整理した上で、府および各県の諸規程を確認してから類別中の不備を挿入して分類表を作成した。「保存年限」とそれに類する文書は東京府および諸官公庁の実例（「内務省各文書ノ類別」⁶）に倣って、表2を標準として結論を得たという。

表2と最終的に完成した「東京都文書編纂保存規程」を比較すると、分類表では冒頭が「第一類 帝室」となっているが、完成した規程では「第一類 庶務 第一節 帝室」となっている。さらに第一種が「永久保存」、第二種が「二十年保存」から「十年保存」に、第三種が「十年保存」から「五年保存」、第四種が「一年保存」になっている。

東京都制施行後の昭和18年9月22日に、文書管理を行う長官官房文書課が「官文発第300号 文書保存ニ関スル件」⁷と題して各局課に保存文書を照会、それに返答した長官官房考査課（昭和18年9月29日）・民生局厚生課（昭和18年10月1日）・民生局（昭和18年10月13日）・計画局（昭和18年12月10日）・防衛局（昭和18年11月4日）・水道局（昭和18年11月11日回答）・計画局庶務課（昭和19年2月28日）の文書⁸をみると、「東京市文書編纂保存規程」の種別・保存年限に沿って提出されている。

表2 試案作成のための比較検討表

名称	東京市文書編纂保存規程	東京府文書編纂保存規程	「内務省各文書ノ類別」「内務省文書保存規則」	「東京都文書編纂保存規程」試案
制定日		明治40年3月13日	昭和11年12月24日	昭和18年5月時点
保存年限	第1種 (第1類)	永久保存	永久保存	永久保存
	(規程の文書種類表より判断)	法律、命令若ハ例規トナルベキ通牒、令達又ハ進退ニ関スル原議或ハ歴史ノ資料トナルベキ文書及地籍ニ関スル文書其ノ他永久保存ヲ必要トスル文書ハ第一種トス	一法律、勅令、省令又ハ特ニ重要ナル訓令、通牒、告示、公告、内規 二閣議ニ提出シタルモノニシテ重要ナルモノ 三例規ノ基礎又ハ歴史ノ徵考トナルベキモノ 四原簿台帳ノ簿冊ニシテ重要ナルモノ 五諮問ニシテ重要ナルモノ 六報告、復命又ハ調査ニシテ特ニ重要ナルモノ 七許可、認可、特許、登録又ハ契約等ニシテ特ニ重要ナルモノ 八帝国議會ノ質疑ニ対スル応答ニシテ重要ナルモノ 九公益法人ノ設立ノ許可又ハ許可ノ取消其ノ他監督上重要ナル事項ニ関スルモノ 一〇訴訟採決其ノ他内務大臣ノ裁定又ハ行政訴訟若ハ民事訴訟ニ関スルモノニシテ重要ナルモノ 一一國際會議ニ於ケル政府代表ニ対スル訓令 一二國際條約ニ関スルモノニシテ重要ナルモノ 一三本省調製各種統計年報等 一四 特別叙位若ハ特別叙勲又ハ褒章條例ニ依ル重要ナル表彰 一五定期及定例ノ賞与ヲ除クノ外交吏又ハ各種委員会委員、幹事等ノ履歷書 一六恩給ニ関スルモノ 一七各種委員会委員、幹事等ノ命免 一八官吏、待遇官吏又ハ各種委員会委員、幹事等ノ履歷書 一九予算、決算又ハ出納ニ関スルモノニシテ特ニ重要ナルモノ 二〇會計検査院ニ対スル弁明ニシテ重要ナルモノ 二一右ノ外永久ノ保存ヲ必要ト認ムルモノ	一、法律、勅令、閣省命令、都令、訓令、告諭及特ニ重要ナル告示ノ原議並ニ閣省ノ令達 二、非常特殊ノ処分其ノ他例規ノ基礎又ハ歴史ノ資料トナルベキモノ 三、其ノ他永久保存ト為スノ必要アルモノ
	第2種 (第2類)	10年保存	20年保存	30年保存
(規程の文書種類表より判断)	閣省ノ指令、通牒又ハ重要ナル上申、報告、復命書及往復文書ノ類ニシテ前条ニ依リ保存ノ要ナシト認ムルモノハ第二種文書トス	一訓令、通牒、告示、公告又ハ内規ニシテ重要ナルモノ 二許可、認可、特許、登録又ハ契約等ニシテ重要ナルモノ 三訴訟採決其ノ他内務大臣ノ裁定ニシテ重要ナラザルモノ 四予算、決算又ハ出納ニ関スルモノ 五會計検査委託ニ係ル歳入歳出外嚴禁並ニ物品出納計算ノ検査及責任解除ノ件ニシテ違法、不当又ハ弁償責任アリト認ムルモノ 六警察官吏又ハ消防官ニ対シ特別賞与又ハ功勞記章付与 七右ノ外二十年以上ノ保存ヲ必要ト認ムルモノ	一、重要ナル告示、指令、通牒、上申、報告、復命書、往復文書ノ類 二、其ノ他法令ノ規定、特殊ノ事由等ニ依リ二十年保存ト為スノ必要アルモノ	
第3種 (第3類)	5年保存	5年保存	20年保存	10年保存
(規程の文書種類表より判断)	上申、報告、請願、伺、屈、統計資料、復命文書及往復文書ノ類ニシテ前条ニ依リ要ナシト認ムルモノハ第三種文書トス	一訓令、通牒、告示、公告又ハ内規ニシテ重要ナラザルモノ 二請願 三建議又ハ陳情ニシテ特ニ重要ナルモノ 四報告、届出、復命又ハ調査ニシテ重要ナルモノ 五許可、認可、特許、登録又ハ契約等ニシテ其ノ法律關係ノ十年ヲ超ユルモノニシテ重要ナラザルモノ 六行政訴訟又ハ民事訴訟ニ関スルモノニシテ重要ナラザルモノ 七褒章條例ニ依ル表彰ニシテ重要ナラザルモノ 八官吏又ハ待遇官吏ノ給与 九定期及定例ノ賞与ヲ除クノ外嘱託又ハ雇員ノ進退、身分又ハ賞罰 一〇嘱託又ハ雇員ノ履歷書 一一會計検査院ニ対スル弁明ニシテ重要ナラザルモノ 一二右ノ外十年以上ノ保存ヲ必要ト認ムルモノ	一、第一種又ハ第二種ニ属セザルモノ告示、指令、通牒上申、報告、復命書、往復文書ノ類ニシテ十年保存ノ必要アルモノ及金銭物品ニ関スルモノ並ニ統計書類 二、其ノ法令ノ規定、特殊ノ事由等ニ依リ十年保存ヲ必要トスルモノ	

保存年限	3年保存	1年保存	10年保存	5年保存
	第4種 (第4類) (規程の文書種類表より判断)	第三項ニ該当スル文書ヲ除クノ外之ヲ第四種文書トス	<ul style="list-style-type: none"> 一 閣議ニ提出シタルモノニシテ重要ナラザルモノ 二 建議又ハ陳情ニシテ重要ナルモノ 三 諮問ニシテ重要ナラザルモノ 四 報告、招復、通牒又ハ送付 五 許可、認可、特許、登録以ハ契約等ニシテ其ノ法律関係ノ十年以下ノモノニシテ重要ナラザルモノ 六 帝國議會ノ質疑ニ対スル応答ニシテ重要ナラザルモノ 七 貴族院又ハ衆議院ニ対スル請願ニシテ参考ノ為送付セラレタルモノ 八 国際条約ニ関スルモノニシテ重要ナラザルモノ 九 定期又ハ定例ノ叙位又ハ叙勲 一〇 各種委員会委員、幹事等又ハ囑託若ハ雇員ノ給与 一一 官吏、囑託又ハ雇員等ノ出張命令 一二 予算、決算又ハ出納ニ関スルモノニシテ重要ナラザルモノ 一三 会計検査院委託ニ係ル歳入歳出外厳禁並ニ物品出納計算ノ検査及責任解除ノ件ニシテ違法、不当又ハ弁償責任ナシト認ムルモノ 一四 工事又ハ物品等ニ関スル会計法上ノ契約ニシテ重要ナルモノ 一五 右ノ外五年以上ノ保存ヲ必要ト認ムルモノ 	第一種乃至第三種ニ属セザルモノニシテ五年保存ト為スノ必要アルモノ
	1年保存	—	5年保存	
第5種 (第5類) (規程の文書種類表より判断)	—		<ul style="list-style-type: none"> 一 訓令、通牒、告示、公告又ハ内規ニシテ単一時期ノ措置ニ関シ其ノ法律関係ノ五年以上ニ及バザルモノニシテ輕易ナルモノ 二 建議又ハ陳情ニシテ重要ナラザルモノ 三 復命又ハ調査ニシテ重要ナラザルモノ 四 原簿台帳等ノ簿冊ニシテ重要ナラザルモノ 五 許可、認可、特許、登録又ハ契約等ニシテ其ノ法律関係五年以下ノモノニシテ重要ナラザルモノ 六 官吏、待遇官吏、各種委員会委員、幹事、囑託又ハ雇員等ノ進退、身分、賞罰若ハ給与ニシテ輕易ナルモノ又ハ定期定例ノ賞与 七 恩給ニ関スルモノニシテ輕易ナルモノ 八 褒章特例ニ依ル寄付賞与 九 工事又ハ物件等ニ関スル会計法上ノ契約ニシテ重要ナラザルモノ 一〇 右ノ外一年以上ノ保存ヲ必要ト認ムルモノ 	前四種ニ属セザルモノ
—	—	1年保存	1年保存	
第6類	—		<ul style="list-style-type: none"> 一 許可、認可又ハ契約等ニシテ輕易ナルモノ 二 報告又ハ届出ニシテ重要ナラザルモノ 三 書類ノ取下返戻 四 省内各局間照復 五 官吏ノ賜暇又ハ除服出仕 六 其ノ他一年以上ノ保存ヲ必要ト認メザルモノ 	

※「東京市文書編纂保存規程」の分類の位置づけについては、条文に分類の詳細な定義はされていないが、種別方法は文書種類表に則って判断するとしている。これは「文書図書取扱規程」（明治41年訓令第24号）から「文書編纂保存規程」（昭和4年6月20日訓令第30号）に変更する際に議論されている（「文書編纂保存規程設定理由」「文書編纂保存規程設定ノ件」東京市文書312.C5.10）
保存年限の（ ）は「内務省各文書ノ類別」

その後、昭和20年1月18日に「官文発第67号 東京都文書編纂保存規程制定ニ関スル件」⁹にて「東京都文書編纂保存規程」制定の最終調整が行われている。「規程の制定要旨」は下記のとおりである。

（本規程制定要旨）

- 一、旧東京府、東京市二本建ノ規程ヲ統一セリ
- 二、各文書ニ付保存年限ヲ短縮セリ
- 三、官房文書課ニ於テ編纂保存スル文書ヲ第一種（永久保存）文書ニ限定セリ（従来ハ第一種第二種文書ヲ保存シタリ）
- 四、文書保存期限区別中三年保存ヲ廃棄セリ

文書の保存年限を短縮するという一方で、第一種が「永久保存」、第二種が「十年保存」、第三種が「五年保存」、第四種が「一年保存」になっている。また、官房文書課で保存する文書を第一種の「永久保存」のみに限定している。さらに文書保存期限のうち、三年保存の文書を廃棄している。

表2の「東京都文書編纂保存規程」試案」それとも「東京市文書編纂保存規程」の保存年限から短縮したのか、少なくとも昭和20年1月18日までの間に何かしらの調整があったと思われるが、残念ながら判断する資料がない。

ただし、政府は昭和18年9月21日に「現情勢下における国政運営要綱」を閣議決定、28日に「官庁の地方疎開に関する件」で具体的な疎開対策に着手しており、こうした動きを受けて、都も「第一次庁舎疎開計画」を策定し、その計画の一環として「文書庫（文庫）疎開計画」が12月22日に決定されている。計画に基づき、府・市からの引継文書16万冊のうち、6万冊が廃棄されている¹⁰。この背景には、昭和19年11月24日よりアメリカ軍の都内への空襲が本格的に始まっていることを要因として指摘できる。もともと多くの文書を抱えていた東京都は、引き継がれた大量の文書の取り扱いにあたり、難しい判断を迫られていた。その解決策として、都は戦局も鑑みて、重要度の高い公文書をできるだけ確実に残すために保存年限の短縮を行い、文書管理の効率化を図ったのではないだろうか。

3 おわりに

東京都の発足に際して、文書管理に関する基本規程は、「東京市文書取扱規程」と「東京市文書編纂保存規程」を基準として、府市協議の結果、「東京都文書取扱規程」という形で、策定された。これにより、公文書の作成から決裁、文書授受方法や文書の保存年限などを統一させることができた。しかし、都制施行後に速やかに策定するとしていた「東京都文書編纂保存規程」はかなりの調整を要したようで、府、市独自の規程と内務省の規程を参考にしながら、都制施行から約1年半後の昭和20年（1945）4月17日に「東京都文書編纂保存規程」が漸く策定された。

それらの規程は、戦時下の東京都における公文書管理の基本規程となっただけでなく、終戦後昭和24年（1949）12月27日に廃止されるまでの4年間はそのまま運用が続いた。規程が見直されるのは、昭和27年（1952）11月、連合国軍による占領が終結した後のこととなる。

- 1 川崎房五郎氏は第二次大戦後も引き続き史料編さん事業に従事し、都政史料館・東京都公文書館に在職した。戦前戦後の激動期の文書行政についての経験を、折に触れて史料編さん担当職員に話っていた。
- 2 東京都公文書館編 都史紀要 40『続レファレンスの杜—江戸東京歴史問答 その二』第13章 東京市役所はどこにあったのですか？ 参照
- 3 東京都が作成した『東京都制実施に関する記録』（昭和18年12月）（『都史資料集成Ⅱ第1巻』所収 国立国会図書館所蔵）によれば、府と市で円滑に都制を実施するために、「府市連絡部会」を「土木」「振興」「衛生」「厚生」「経済」「財務」「人事」「教育」「文書」それぞれの名で設置し、部会のなかに分科会も開設したとある。「文書部会」には東京府から官房文書課長と調査課長その他職員、市から総務部の文書課長、庶務掛長、法規掛長その他職員が5月14日午後1時半より行われた第1回協議会に出席している。その後、文書分科会を作ったことが記載されているので、公文書に記されていた「文書課部会」とは「文書部会」または「文書分科会」であり、第1回の協議が5月14日に行われたと考えられる。
- 4 「総発第934号 東京都文書取扱規程及区役所文書取扱規程設定ニ関スル件（昭和18年5月24日提案）」東京市文書324.E7.04
- 5 明治期の東京府の文書管理は東京都公文書館編 都史紀要41『明治期東京府の文書管理』平成25年に詳しい。
- 6 同資料は昭和11年12月24日1「内務省訓第1059号 内務省文書保存規則」（昭和15年12月21日内務省訓第939号改正）の「別表」各文書ノ類別」を引用している。
- 7 回答文書はあるものの、実際の発議文書は見つからなかった。
- 8 『都政調査』325.E2.13
- 9 『都政調査』325.G1.03
- 10 「太平洋戦争中の文書の疎開Ⅱ」東京都公文書館『東京都公文書館だより』第16号 平成22年3月 3～4頁、白石弘之「【研究報告】東京都公文書館の歴史 文書疎開から30年公開まで」東京都公文書館『東京都公文書館調査研究年報』第1号、平成27年3月 2～19頁

東京都文書取扱規程

◎東京都訓令甲第六号

庁 中 一 般

文書取扱規程左ノ通定ム
昭和十八年七月一日

東京都長官 大 達 茂 雄

文書取扱規程

第一章 総 則

第一条 文書ノ取扱ニ関シテハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二条 文書ノ收受、配付、施行等ニ関スル事務ハ文書課長ノ外各局ノ庶務ヲ掌ル課長（以下庶務主管課長ト称ス）之ヲ専行スベシ

第三条 文書ノ取扱ニ要スル簿冊左ノ如シ

一 文書課ニ備フベキ簿冊

- (一) 文書授受簿
- (二) 親展（秘）文書送付簿
- (三) 入札書類送付簿
- (四) 金券送付簿
- (五) 文書收受件名簿
- (六) 文書発議件名簿
- (七) 訓令（乙）原簿
- (八) 文書使送簿
- (九) 文書郵送簿

二 各局ノ庶務ヲ掌ル課（以下庶務主管課ト称ス）ニ備フベキ簿冊

- (一) 文書授受簿
- (二) 文書收受件名簿
- (三) 金券送付簿
- (四) 文書発議件名簿
- (五) 文書使送簿
- (六) 文書郵送簿

三 各課ニ備フベキ簿冊

- (一) 文書件名簿

各簿冊ノ様式ハ別記ノ通トス

第四条 受発文書ニハ主務局（長官官房ヲ含ム）及主務課ノ各一字ヲ冠シ収又ハ発ノ記載ヲ附スベシ

文書ノ収、発番号ハ毎年一月ニ起リ十二月ニ止ム番号ハ事案ノ完結ニ至ル迄同一番号ヲ用フベシ

第五条 各局課長文書ノ取扱ニ関シテ必要アリト認ムルトキハ文書課長ヲ經上司ノ承認ヲ受ケ本規程ニ定ムル以外ノ方法ニ依リ処理スルコトヲ得

第二章 文書ノ收受及配付

第六条 文書ノ收受ハ左ノ区分ニ從ヒ第三条ニ定ムル簿冊ニ依リ之ヲ処理スベシ

一 文書課ニ於テ処理スベキ文書

- (一) 都長官、次長又ハ都、長官官房ニ宛テ送達セラレタルモノ
- (二) 内閣及各省等ヨリ送達セラレタルモノ
- (三) 動員又ハ充員召集ニ関シ送達セラレタルモノ
- (四) 入札書又ハ見積書ノ標示シアルモノ
- (五) 書留郵便ノ類、金券其ノ他貴重品ヲ添付セルモノ

二 各局庶務主管課ニ於テ処理スベキ文書

- (一) 前号以外ノモノ
- (二) 前号ニ該当スルモノト雖モ区市町村ヨリ送達セラレタルモノ（親展文書ヲ除ク）及各局ニ直接送達セラレタルモノ

第七条 凡ソ本庁舎ヘ到達シタル文書ハ左ノ方法ニ依リ遅滞ナク文書課長之ヲ処理スベシ

- 一 前条第一号ノ（一）乃至（三）ニ掲グルモノ及書留郵便ノ類ハ開披ノ上別記様式ニ依リ收受印ヲ押捺シ

文書授受簿ニ登載シ關係局庶務主管課長ニ配付スベシ但シ内閣及各省ノ訓令、通牒等ニシテ重要、異例又ハ機宜ノ処置ヲ要スト認ムルモノハ配付前都長官又ハ次長ノ査閲ヲ受クベシ

二 都長官又ハ次長宛親展（秘ヲ含ム以下同ジ）文書其ノ他開披ヲ不適当ト認ムルモノハ封緘ノ儘收受印ヲ押捺シ親展（秘）文書送付簿ニ登載シ人事課長ニ配付スベシ

三 入札書及見積書ハ其ノ封皮ニ到達ノ日時ヲ明記シ封緘ノ儘入札書類送付簿ニ登載シ主務課長ニ送付スベシ

四 金券ノ添付セル文書ハ收受印ヲ押捺シ文書欄外又ハ余白ニ其ノ種類及員数ヲ記載シ「金券会計課送付」ノ印ヲ押捺ノ上關係局庶務主管課長ニ配付スベシ金券ハ金券送付簿ニ依リ会計課長ニ送付スベシ

五 郵便切手、収入印紙其ノ他貴重品ノ添付セル文書ハ收受印ヲ押捺シ文書欄外又ハ余白ニ其ノ種類及員数ヲ記載シ其ノ儘文書授受簿ニ依リ關係局庶務主管課長ニ配付スベシ

六 訴訟、訴願、異議申立等ニ関スル文書ニシテ收受ノ日時ガ權利ノ得喪ニ係ルモノハ其ノ文書到達日時ヲ明記シ收受者捺印ノ上封皮アルモノハ之ヲ添付シ文書授受簿ニ依リ關係局庶務主管課長ニ配付スベシ

七 前各号以外ノ書類ハ其ノ儘關係局庶務主管課長ニ送付スベシ

八 長官官房内各課ニ配付スル文書ノ処理ニ関シテハ第八条第二号ノ規定ヲ準用ス
数局ニ連渉スル文書ハ文書課長ノ決スル所ニ依リ其ノ關係多キ局ニ配付スベシ

第八条 各局又ハ隔離セル庁舎ニ於テ直接收受シタル文書及文書課ヨリ配付又ハ送付セラレタルモノハ左ノ方法ニ依リ遅滞ナク其ノ局庶務主管課長ニ於テ之ヲ処理スベシ

一 直接收受シタル都長官又ハ次長宛親展文書其ノ他重要ナルモノハ文書課ニ回付スベシ

二 收受文書ハ別記様式ニ依ル其ノ局收受印ヲ押捺シ文書收受件名簿ニ所要事項ヲ記載シ記号及收受番号記入ノ上主務課ニ配付スベシ但シ簡易ナル文書ハ番号ノ記入ノ省略シ文書授受簿ニ依リ之ヲ配付スルコトヲ得收受番号ハ各課別ニ之ヲ設クルモノトス

三 其ノ他ノ処理ニ付テハ前条ノ規定ニ準ジ取扱フベシ

第九条 執務時間外ニ到達シタル文書ハ各其ノ庁舎ニ於ケル宿直員之ヲ收受スベシ

宿直員ノ文書ニ關スル取扱ニ付テハ取扱ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第十条 都長官又ハ次長宛親展文書ノ閱了後下付セラレタルトキハ人事課長遅滞ナク文書課長ニ回付スベシ但シ特ニ必要アルモノハ主務局長ニ直接回付スベシ

第三章 文書ノ処理

第十一条 主務課長文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ自ラ処理スルモノヲ除クノ外之ヲ當該事務主任者ヲシテ速ニ処理セシムベシ但シ事件ノ性質ニ依リ直ニ処理シ難キ事由アルトキハ予メ上司ノ承認ヲ受クベシ例規トナルベキ文書ハ主務課ニ於テ其ノ謄本ヲ作り原本ハ文書課長ニ返付スベシ

第十二条 主務課長ハ重要ナル事件ニ付テハ予定進行表ヲ作り常ニ其ノ進捗ヲ図リ毎月一回上司ニ供閱スベシ

第十三条 文書ノ起案ハ別ニ定ムル回議様式及公文例式ニ依リ簡明ニ立案処理スベシ

余白アル文書ニ付テハ其ノ余白ヲ利用シ立案処理スベシ輕易ナル文書ハ回議用紙ヲ用ヒズ符箋ヲ以テ立案処理シ又ハ電話其ノ他便宜ノ方法ニ依リ之ヲ行ヒ文書ノ照復ヲ省略スルコトヲ得

機密ヲ要スル起案文書及供閲文書ハ機密挾ニ挿入シ決裁ヲ受クベシ

第十四条 発議文書ハ稟議、副申、指令等重要ナルモノハ都長官名ヲ以テシ事案ノ軽重ニ依リ次長又ハ局長名ヲ用フベシ

一般照復文書ハ局長名、都名又ハ局名ヲ以テスベシ但シ輕易ナル文書ニ付テハ課長名又ハ課名ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

常例ニ依リ取扱フ文書ハ一定ノ簿冊等ニ依リ処理スルコトヲ得

第十五条 発議文書ハ文書発議件名簿ニ所要事項ヲ登載シ記号又發議番号ヲ附シ直ニ決裁ノ手續ヲ為スベシ

發議番号ハ各局庶務主管課ニ於テ記入ス

決裁済ノ文書ニシテ訓令（乙）ノ取扱ヲ要スルモノノ訓令番号ハ文書課ニ於テ記入ス

第十六条 機密又ハ緊急ヲ要スルモノハ上司ノ指揮ヲ承ケ通常ノ手續ニ依ラズ便宜処理スルコトヲ得

前項ニ依リ処理シタル文書ハ爾後所定ノ手續ヲ履行スベシ

第十七条 文書ハ総テ未決、既決ニ区分シ一定ノ方法ニ依リ収置スベシ

事務主任者出張其ノ他ニ因リ不在ノ場合ニ於テハ予メ担任事務ヲ上司ノ承認ヲ受ケ他ノ庁員ニ引継ギ置クベシ

第十八条 都長官若ハ次長ノ決裁ヲ受クル文書又ハ閲覧ニ供スル文書（庁員ノ進退給与其ノ他身分ニ関スルモノヲ除ク）ハ文書課長ヲ經由スベシ此ノ場合ニ於テ機密ヲ要スルモノ又ハ特ニ慎重ノ取扱ヲ要スルモノハ主務課長若ハ其ノ代理者自ラ携帯シ決裁ヲ受クベシ

第十九条 都令、都条例、都規則、都訓令又ハ都告示等ニシテ公報ニ登載スベキモノ、法規ノ解釈及庁規、例規ノ制定改廃其ノ他重要ノ回議文書ハ文書課長ニ合議スベシ但シ常例ニ属スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二十条 各局課相互ノ交渉ハ努メテ簡捷ノ方法ニ依ルベシ

第二十一条 決裁文書ニシテ公報ニ登載スベキモノハ別ニ定ムル公報発行規程ニ依リ処理スベシ

第二十二条 各局又ハ局内数課ニ連渉スル文書ハ関係多キ課ニ於テ処理案ヲ起草シ他ノ局課ニ合議スベシ

第二十三条 各局、課間ニ於ケル合議案件ハ特別ノ期限アルモノヲ除ク外其ノ文書ヲ接受シタル日ヨリ起算シ五日以内ニ同意、不同意ヲ決スベシ

第二十四条 合議事項ニ関シ異議アルトキハ起案課長ニ協議シ其ノ議協ハザルトキハ上司ノ指揮ヲ承クベシ

第二十五条 合議事項ヲ廃案シ又ハ其ノ趣旨ニ重大ナル変更アリタルトキハ起案課ヨリ其ノ旨関係各課ニ通知スベシ

第二十六条 凡ソ配付ヲ受ケタル文書ハ文書收受件名簿又ハ文書件名簿ニ依リ常ニ其ノ処理ノ狀況ヲ明ニ為シ置クベシ

第二十七条 各局庶務主管課長ハ毎月一回局内各課別ニ文書未処理事件ヲ調査シ主務課長ニ通知スベシ

主務課長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ事由ヲ調査シ直ニ其ノ局庶務主範課長ニ返付スベシ

第二十八条 各局長ハ庶務主管課長ヲシテ前月末日現在ニ於テ二月以上ヲ経過スルモ尚未完結セザル文書ニ付之ヲ調査セシメ処理未済文書報告書ヲ作成シ毎月五日迄ニ都長官ニ提出スベシ

都長官前項ノ報告ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ文書課長ヲシテ処理狀況ニ付調査セシムルコトアルベシ

第二十九条 各局庶務主管課長ハ各課毎二月別文書收受件数、發議件数及發送件数ヲ調査スベシ

第三十条 第十五条第二項乃至第二十八条ノ規定ニ依リ庶務主管課長又ハ庶務主管課ニ於テ行フ事務ハ長官官房ニ在リテハ文書課長又ハ文書課ニ於テ取扱フベシ

第十四条第二項、第二十条、第二十二條及第二十三條ニ規定スル局ニハ長官官房ヲ含ムモノトス

第四章 文書ノ浄書及發送

第三十一条 文書ノ浄書及發送ハ左ノ区分ニ依リ施行スベシ

- 一 都長官又ハ次長ノ決裁ヲ經タル文書（機・秘密文書類ヲ除ク）ハ文書課ニ於テ決裁年月日ヲ記入シ都長官、次長又ハ都名ヲ以テ發スルモノハ直ニ浄書スベシ但シ図表其ノ他別紙ノ類ハ主務課ニ於テ作成スルモノトス
- 二 局長以下ノ決裁文書ハ前項ノ規定ニ準ジ各局庶務主管課又ハ主務課ニ於テ浄書シ都長官、次長名ヲ以テ發スルモノハ回議書ト共ニ文書課ニ回付スベシ但シ別ニ定ムルモノニ付テハ回議書ノ回付ヲ省略スルコトヲ得
- 三 回議書中様式若ハ文例等ト異ル場合又ハ誤謬アリト認ムルモノアルトキハ文書課長又ハ各局庶務主管課長ハ起案ノ趣旨ニ反セザル限り適宜修補スルコトヲ得此ノ場合修補シタル者ハ其ノ旨附記証印スベシ
- 四 浄書済ノ文書ハ回議書ト校合ノ上割印ヲ為シ都長官又ハ次長名ノモノハ文書課長閱了後官印ヲ押捺シ發送ヲ要スルモノハ之ガ手續ヲ為スベシ
- 一般照復文書ニシテ印刷又ハ謄写ニ付シタルモノノ捺印等ハ之ヲ省略スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル回議書ニハ「略契印」又ハ「官・公印省略」ノ捺印ヲ為スベシ
- 五 施行済ノ回議書ニハ施行年月日ヲ記入シ浄書又ハ校合シタル者証印スベシ

第三十二条 浄書スベキ文書輻輳シ即日全部ノ処理ヲ為スコト能ハザルトキハ前後ノ緩急ヲ考慮シ機宜ノ措置ヲ為スベシ但シ決裁後三日ヲ経過スルコトヲ得ズ

第三十三条 施行済ノ回議書又ハ閲覧済ノ文書ハ文書收受件名簿ヲ整理シ主務課ニ回付スベシ

第三十四条 文書ノ發送ハ文書課及各局庶務主管課ニ於テ取扱フベシ

第三十五条 各課ニ於ケル發送文書ハ退庁時限一時間前迄ニ別ニ指定スル官公署宛ニ發スルモノハ文書課ニ、其ノ他ノモノハ各局庶務主管課（長官官房ニ在リテハ文書課）ニ回付スベシ文書ハ使送、郵送又ハ集配ニ区分シ其ノ使送ニ付スベキモノハ文書使送簿ニ、郵送ニ付スベキモノハ文書郵送簿ニ、集配ニ付スベキモノハ配票ニ各所要ノ事項ヲ記載シ發送ノ手續ヲ為スベシ

第五章 文書主任文書主務

第三十六条 各局庶務主管課ニ文書主任ヲ置キ課ノ庶務ヲ掌ル係長ヲ以テ之ニ充ツ

第三十七条 文書主任ハ左ノ各号ノ事務ヲ総括処理スベシ

- 一 文書ノ接受配付ニ関スルコト
- 二 回議文書処理ニ関スルコト
- 三 文書ノ發送ニ関スルコト
- 四 未決文書ノ処理、促進ニ関スルコト
- 五 完結文書ノ整理、保存及引継ニ関スルコト
- 六 其ノ他文書処理上必要ナルコト

第三十八条 各局長特ニ必要アリト認ムルトキハ各局庶務主管課以外ノ課ニ文書主任ヲ置キ其ノ課ニ於ケル前条各号ノ事務ヲ分担処理セシムルコトヲ得

各局ノ庶務主管課長以外ノ課長必要アリリ（ト）認ムルトキハ特ニ文書主務ヲ置キ其ノ課ニ於ケル文書ノ整理ヲ為サシムルコトヲ得

第六章 文書ノ集配

保存文書分類表

類 別	種 別	種 別	種 別
第一類 庶務	第一種	御真影並勅語謄本、恩賜拝謁関係書類行幸啓皇族方御出入	例規考拠トナルベキ都令条例規則訓令告示告諭公告令達決議内規通牒指示
第一節 帝 室			第二種
第二節 儀式及交際		儀式交際関係重要書類及交際費支出関係書類	永久保存要ナキ訓令告示告諭公告令達決議内規通牒指示
第三節 褒章及表彰		篤行者表彰、特別叙位叙勲並褒章条例ニ依ル重要表彰書類	第三種
第四節 地方行政協議会		協議会会議関係重要書類	重要ナラザル訓令告示告諭公告令達内規通牒指示
第五節 各種会議			第一種
第六節 訴訟訴願異議申立		訴訟訴願異議申立並都長官裁決関係重要書類	都議会議案並関係書類
第七節 統 計		各種統計年級 <small>(註)</small> 其ノ他庶務関係重要書類	第二種
第八節 考查及検査			都参事會議案並関係書類
第九節 都史編纂都政調査			第三種
第十節 公 報			重要ナラザル訓令告示告諭公告令達内規通牒指示
	第二種	宮内省御門鑑関係重要書類、定期定例ノ叙位叙勲関係書類、統計諸原票各種重要統計表其ノ他永久保存ノ要ナキ庶務関係重要書類	第一種
	第三種	褒章条例ニ依ル寄附行賞其ノ他重要ナラザル庶務関係書類	都議会議案並関係書類
	第四種	各種統計報告進達書類、各種統計査票、御堂筋通牒、賞状褒状木杯伝達依頼書各種會議開催通知其ノ他輕易ナル庶務関係書類	都参事會議案並関係書類
第二類 人 事	第一種	進退原議	常設委員会ニ関スル特ニ重要ナル書類、委員会ニ関スル特ニ重要ナル書類
第一節 進 退		諸給与関係重要書類	其ノ他議事関係重要書類
第二節 給 与		懲戒原議	第二種
第三節 懲 戒		都庁外転任退職死亡者履歴書	永久保存ノ要ナキ都議会都参事會各種委員会関係重要書類区會議決報告書市町村會議決報告書其ノ他永久保存ノ要ナキ議事関係重要書類
第四節 転任退職死亡者履歴書		恩給関係重要書類、其ノ他人事関係重要書類	第三種
第五節 諸 願 伺 届			重要ナラザル都議会都参事會各種委員会関係書類其ノ他重要ナラザル議事関係書類
第六節 視察及復命書		海外出張原議重要ナル視察復命書	第四種
第七節 雜 件		定期慰労手当特別給与金公傷関係書類其ノ他永久保存ノ要ナキ人事関係重要書類	輕易ナル議事関係書類
	第二種	傭員採用並解傭報告定員現員関係書類年功加俸関係書類管外出張命令原簿觀察復命書其ノ他重要ナラザル人事関係書類	第一種
	第三種	勤怠報告諸手当支給並報告書各種証明管内出張命令異動報告恩給ニ関スル輕易書類賜暇除服出任其ノ他諸届其ノ他輕易ナル人事関係書類	都議会議案並関係書類
第三類 例 規	第一種	例規考拠トナルベキ法律勅令省令	都参事會議案並関係書類
			常設委員会ニ関スル特ニ重要ナル書類、委員会ニ関スル特ニ重要ナル書類
			其ノ他議事関係重要書類
			第二種
			永久保存ノ要ナキ都議会都参事會各種委員会関係重要書類区會議決報告書市町村會議決報告書其ノ他永久保存ノ要ナキ議事関係重要書類
			第三種
			重要ナラザル都議会都参事會各種委員会関係書類其ノ他重要ナラザル議事関係書類
			第四種
			輕易ナル議事関係書類
			第一種
			予算決算報告関係重要書類財産表（以上ノ文庫備付用）金銭出納関係重要書類決算関係重要書類
			第二種
			契約ニ関スル特ニ重要ナル書類電話ニ関スル特ニ重要ナル書類公印関係重要書類
			公債関係重要書類物品購買ニ関スル特ニ重要ナル書類
			其ノ他財務関係重要書類
			第二種
			請負並供給契約関係重要書類、償還済公債証書、物品購買ニ関スル重要又ハ参考トナルベキ書類、永久保存ノ要ナキ金銭出納関係重要書類、証憑書ヲ含ム其ノ他永久保存ノ要ナキ財務関係重要書類
			第三種
			予算決算材料予算査定書予算令達配付案出納関係報告書委任状支払済公債利札物品購買払下輕易書類契約関係輕易書類出納関係各種調表出納関係精算書備品収納受領票其ノ他重要ナラザル財務関係書類
			第一種
			都議会議案並関係書類
			都参事會議案並関係書類
			常設委員会ニ関スル特ニ重要ナル書類、委員会ニ関スル特ニ重要ナル書類
			其ノ他議事関係重要書類
			第二種
			永久保存ノ要ナキ都議会都参事會各種委員会関係重要書類区會議決報告書市町村會議決報告書其ノ他永久保存ノ要ナキ議事関係重要書類
			第三種
			重要ナラザル都議会都参事會各種委員会関係書類其ノ他重要ナラザル議事関係書類
			第四種
			輕易ナル議事関係書類
			第一種
			予算決算報告関係重要書類財産表（以上ノ文庫備付用）金銭出納関係重要書類決算関係重要書類
			第二種
			契約ニ関スル特ニ重要ナル書類電話ニ関スル特ニ重要ナル書類公印関係重要書類
			公債関係重要書類物品購買ニ関スル特ニ重要ナル書類
			其ノ他財務関係重要書類
			第二種
			請負並供給契約関係重要書類、償還済公債証書、物品購買ニ関スル重要又ハ参考トナルベキ書類、永久保存ノ要ナキ金銭出納関係重要書類、証憑書ヲ含ム其ノ他永久保存ノ要ナキ財務関係重要書類
			第三種
			予算決算材料予算査定書予算令達配付案出納関係報告書委任状支払済公債利札物品購買払下輕易書類契約関係輕易書類出納関係各種調表出納関係精算書備品収納受領票其ノ他重要ナラザル財務関係書類

	第四種 予算決算財産原稿収支証明書 乙種原票物品取扱者関係書類 消耗品収納受領票収支切符類各種 伝票其ノ他輕易ナル財務関係書類				
第六類 都 区 域	第一種 都及市区町村ノ境界変更並編入 関係書類其ノ他都区域関係重要 書類 第二種 輕易ナル都ノ区域関係書類				町会長事務員任免関係書類 国民貯蓄組合指導員任免関係書類 国債消化国民貯蓄奨励実行関係書類 法人関係進達書類法人役員関係書類 生産増強運動関係書類 町会関係諸届並陳情書町会費寄附金其ノ他許可関係書類 国債消化国民貯蓄奨励実行細目指示関係書類 金属回収関係書類 町会関係往復書類其ノ他輕易ナル地方行政関係書類
第七類 土 地	第一種 土地編入組替管理等ニ関スル特ニ重要ナル書類 長期ニ亘ル不動産ノ貸借使用ニ関スル特ニ重要ナル書類 登記関係書類 地界関係重要書類 其ノ他土地関係重要書類	第十類 厚 生	第一節 罹 災 救 助 第二節 軍 事 扶 助 並 援 護 第三節 保 護 並 救 護 第四節 社 会 事 業 団 体 第五節 国 民 保 險 第六節 住 宅	第一種 社会事業関係重要書類 軍人援護並扶助関係重要書類 国民健康保険組合関係重要書類 体練健民運動関係重要書類 其ノ他厚生関係重要書類 第二種 体力増強施設ノ管理経営並拡充関係重要書類 保健所小児保健所並小児研究所関係重要書類 国民健康保険組合ニ対スル補助関係書類 罹災救助関係書類 方面事業運用ニ関スル重要書類 方面委員任免関係書類 社会事業団体ニ対スル奨励助成関係書類 健民修練所ノ管理経営並拡張関係重要書類 寄附金募集関係重要書類 妊産婦手帳関係重要書類 託児所保育所関係重要書類 其ノ他永久保存ノ要ナキ厚生関係重要書類	
第一節 国 有 地	土地編入組替管理等ニ関スル特ニ重要ナル書類 長期ニ亘ル不動産ノ貸借使用ニ関スル特ニ重要ナル書類 登記関係書類 地界関係重要書類 其ノ他土地関係重要書類				第三種 軍事援護助成金関係書類 軍事援護施行関係書類 見舞金弔慰金関係書類 其ノ他重要ナラザル厚生関係書類 第四種 戦時災害関係輕易書類 軍人援護思想普及昂揚関係書類 傷痍軍人徽章関係書類 傷痍軍人教化医療保護関係書類 国民健康保険組合関係輕易書類 住宅使用料宿泊料軽減免除関係書類 行旅病人死亡人関係書類 皆働幹旋関係輕易書類 其ノ他輕易ナル厚生関係書類
第二節 都 有 地	其ノ他土地関係重要書類				第一種 衛生ニ関スル行政処分関係書類 衛生法規諸違反関係書類 指定看護婦及保険婦学校並講習所関係重要書類 清掃事業施行関係書類 重要書類 清掃営業認可許可取消関係重要書類 病院療養所治療所関係重要書類 其ノ他衛生関係重要書類 第二種 衛生試験関係重要書類 死体検案関係重要書類 患者診療関係重要書類 種痘関係重要書類 衛生諸団体関係書類 尿尿処理実施計画書類 産婆看護婦試験関係書類 其ノ他永久保存ノ要ナキ衛生関係重
第三節 河 岸 地	其ノ他土地関係重要書類				
第四節 地 界	第二種 永久保存ノ要ナキ土地関係重要書類				
第五節 土 地 収 用	第三種 短期ノ不動産ノ貸借使用関係書類 其ノ他重要ナラザル土地関係書類				
第六節 雑 件	第四種 一時限りノ土地貸借並使用許可関係書類 貸付土地ニ対スル建物新築着手並落成届其ノ他輕易ナル土地関係書類				
第八類 民 籍 及 外 事	第一種 国籍回復帰化関係書類 其ノ他国籍及外事関係重要書類 第二種 外国旅券関係書類 其ノ他永久保存ノ要ナキ国籍及外事関係書類 第三種 重要ナラザル国籍及外事関係書類 第四種 輕易ナル国籍及外事関係書類	第十一類 衛 生	第一節 病 院 第二節 伝 染 病 第三節 各 種 試 験 第四節 防 疫 第五節 清 掃 第六節 雑 件		
第一節 民 籍	国籍回復帰化関係書類 其ノ他国籍及外事関係重要書類				
第二節 外 事	外国旅券関係書類 其ノ他永久保存ノ要ナキ国籍及外事関係書類				
第三節 旅 券	重要ナラザル国籍及外事関係書類				
第九類 地 方 行 政	第一種 地方行政関係重要書類 第二種 衆議院議員選挙関係書類 多額納税者議員選挙関係書類 都議会議員選挙関係書類 其ノ他永久保存ノ要ナキ地方行政関係重要書類 第三種 区会議員選挙関係書類 市町村会議員選挙関係書類 市区町村財務監査関係書類 区市町村水利組合其ノ他公共団体ノ行政監督関係書類 町会町会長隣組表彰名簿貯蓄功績者表彰関係書類 町会助成金其ノ他諸給与関係書類 国民貯蓄組合認許関係書類 其ノ他重要ナラザル地方行政関係書類 第四種				
第一節 選 挙	地方行政関係重要書類				
第二節 行 政 監 督	衆議院議員選挙関係書類 多額納税者議員選挙関係書類 都議会議員選挙関係書類 其ノ他永久保存ノ要ナキ地方行政関係重要書類				
第三節 地 方 振 興	第三種 区会議員選挙関係書類 市町村会議員選挙関係書類 市区町村財務監査関係書類 区市町村水利組合其ノ他公共団体ノ行政監督関係書類 町会町会長隣組表彰名簿貯蓄功績者表彰関係書類 町会助成金其ノ他諸給与関係書類 国民貯蓄組合認許関係書類 其ノ他重要ナラザル地方行政関係書類				
(1) 町 会	区会議員選挙関係書類 市町村会議員選挙関係書類 市区町村財務監査関係書類 区市町村水利組合其ノ他公共団体ノ行政監督関係書類 町会町会長隣組表彰名簿貯蓄功績者表彰関係書類 町会助成金其ノ他諸給与関係書類 国民貯蓄組合認許関係書類 其ノ他重要ナラザル地方行政関係書類				
(2) 国 民 貯 蓄	区会議員選挙関係書類 市町村会議員選挙関係書類 市区町村財務監査関係書類 区市町村水利組合其ノ他公共団体ノ行政監督関係書類 町会町会長隣組表彰名簿貯蓄功績者表彰関係書類 町会助成金其ノ他諸給与関係書類 国民貯蓄組合認許関係書類 其ノ他重要ナラザル地方行政関係書類				
(3) 資 源 回 収	区会議員選挙関係書類 市町村会議員選挙関係書類 市区町村財務監査関係書類 区市町村水利組合其ノ他公共団体ノ行政監督関係書類 町会町会長隣組表彰名簿貯蓄功績者表彰関係書類 町会助成金其ノ他諸給与関係書類 国民貯蓄組合認許関係書類 其ノ他重要ナラザル地方行政関係書類				
(4) 諸 行 事	区会議員選挙関係書類 市町村会議員選挙関係書類 市区町村財務監査関係書類 区市町村水利組合其ノ他公共団体ノ行政監督関係書類 町会町会長隣組表彰名簿貯蓄功績者表彰関係書類 町会助成金其ノ他諸給与関係書類 国民貯蓄組合認許関係書類 其ノ他重要ナラザル地方行政関係書類				
第四節 法 人	区会議員選挙関係書類 市町村会議員選挙関係書類 市区町村財務監査関係書類 区市町村水利組合其ノ他公共団体ノ行政監督関係書類 町会町会長隣組表彰名簿貯蓄功績者表彰関係書類 町会助成金其ノ他諸給与関係書類 国民貯蓄組合認許関係書類 其ノ他重要ナラザル地方行政関係書類				
第五節 雑 件	区会議員選挙関係書類 市町村会議員選挙関係書類 市区町村財務監査関係書類 区市町村水利組合其ノ他公共団体ノ行政監督関係書類 町会町会長隣組表彰名簿貯蓄功績者表彰関係書類 町会助成金其ノ他諸給与関係書類 国民貯蓄組合認許関係書類 其ノ他重要ナラザル地方行政関係書類				

		要書類	第八節	学校体育	学校長事務引継書学級編成並教
		第三種	第九節	教育諸施設	員配当関係書類社会教化関係書
		壳葉削除書類医薬品製造数量能	第十節	雑件	類学校医関係書教員ノ講習並養
		力調査書他府県指定価格通知医			成関係書類教育国体関係書類授
		薬品配給統制審議会関係書類保			業関係書類学校施設並経営関係
		険婦協会関係書類清掃事業施行			諸報告教職員児童生徒其ノ他学
		関係書類塵芥処理関係助成金関			事関係諸調表教員保母職員定期
		係書類塵芥処理作業上ノ事故関			慰労手当関係書類其ノ他重要ナ
		係書類船舶防疫検査関係書類其			ラザル教育関係書類
		ノ他重要ナラザル衛生関係書類			第四種
		第四種			学校長会関係書類教員協議会関
		委託診療契約原議病院入退院関			係書類教員保母管外出張関係書
		係書類薬品並衛生材料卸壳機関			類学事視察並調査関係書類教員
		関係書類業種商製業者毒物劇物			恩給基金関係報告講演会関係書
		関係書類各種試験答案各種衛生			類教職員諸願届学事関係諸原稿
		関係書類願届消毒班作業成績表血			学事関係軽易往復書類図書館施
		清其ノ他細菌製剤検定関係書類			設並経営関係軽易書類其ノ他軽
		代用消毒薬検定関係書類定期種			易ナル教育関係書類
		痘関係書類臨時応急実施関係書	第十四類	経 濟	第一種
		類殺菌剤配付関係書類清掃営業	第一節	物 資	価格統制並物価統制関係重要書
		取締関係軽易書類清掃作業奨励	第二節	商 工	類其ノ他経済関係重要書類
		金関係書類清掃方法施行関係書	第三節	農 林	第二種
		類直営汲取作業関係書類医薬品	第四節	食品資材配	企業許可関係書類企業整備並更
		其ノ他衛生用物資現在高調書衛	第五節	給	生関係重要書類宅地建物価格統
		生関係軽易諸願届衛生関係諸調		統 計	制関係書類薪炭炭主要食品畜
		表並報告衛生関係日報並日表各			産加工品加工食品集荷並配給統
		区種痘材料配布表清掃事業施行			制関係書類暴利行為取締関係重
		関係書類尿尿分譲関係書類其			要書類農工商関係重要書類水産
		ノ他軽易ナル衛生関係書類			畜産木材林業関係重要書類鉄鋼
		第一種			非鉄金属並其ノ製品ノ配給統制
第十二類	社 事 兵 事	神社関係重要書類寺院教会其ノ			関係書類纖維制品皮革製品護謨
第一節	神 社	他宗教結社関係重要書類神職任			製品化学製品ノ配給統制関係書
		職教師其ノ他宗教教員関係			類工業関係資材ノ製造使用其ノ
		重要書類			他ノ制限又ハ許可関係書類其ノ
第二節	寺 院	第二種			他永久保存ノ要ナキ経済関係重
第三節	教会其ノ他	神社寺院教会並兵事関係ニシテ			要書類
第四節	宗教結社	永久保存ノ要ナキ重要書類			第三種
第五節	神社住職教	兵事関係重要書類			重要ナラザル経済関係書類
第六節	師 事	第三種			第四種
		重要ナラザル社寺兵事関係書類			軽易ナル経済関係書類
		第四種	第十五類	都 市 計 画	第一種
		社事兵事関係諸願届社事兵事関	第一節	都 市 計 画	土地区劃整理耕地整理関係重要
		係諸報告其ノ他軽易ナル社寺兵	第二節	耕 地 整 理	書類町名整理関係重要書類建築
		事関係書類	第三節	土地区劃整	物除却命令並代執行関係書類建
		第一種	第四節	理	築申請並認可関係書類建築線申
第十三類	教 育	学校設立並廃校関係重要書類教	第五節	建 築	請並認可関係書類其ノ他都市計
第一節	国民学校	職員懲戒関係重要書類教員保母		雑 件	画関係重要書類
		並学校職員進退給与原議其ノ他			第二種
		教育関係重要書類			建築代理士行政処分関係書類其
第二節	公立学校				ノ他永久保存
第三節	私立学校				ノ要ナキ都市計画関係重要書類
第四節	学校職員				第三種
(1)	任免増俸				建築代理士試験関係書類其ノ他
(2)	賞 罰				重要ナラザル都市計画関係書類
(3)	教員恩給				第四種
第五節	各種試験	第二種			建築代理士許可願建築代理士違
第六節	教育法人	学務委員関係重要書類学事奨励			反報告書コンクリート試験結果
		関係重要書類校歌関係重要書類			報告書建築工事場災害事故報告
		代用教用代用保母進退給与原議			書其ノ他軽易ナル都市計画関係
		其ノ他永久保存ノ要ナキ教育関			書類
		係重要書類	第十六類	公 園 緑 地	第一種
		第三種	第一節	公 園	長期ニ亘ル公園地使用許可関係
第七節	学校衛生				

第二節	緑地	書類其ノ他公園緑地関係重要書類	防火改修補助金関係書類防空設備工事起工書類疎開ニ因ル補償関係書類其ノ他永久保存ノ要ナキ防衛関係重要書類
第三節	史蹟名勝天然記念物	第二種	第三種
第四節	雑件	永久保存ノ要ナキ公園緑地関係重要書類	防空法第十一条第三項ノ規定ニ依ル証票関係書類防火改修工事設計請負人選定並指定関係書類防空上ノ損失補償実費弁償関係書類重要工場ノ動力源防護貯水槽設備其ノ他ノ防空施設関係書類私設公共防護室設備関係書類防空資材ノ整備並配備関係書類防衛事業施行ニ伴フ諸証明防火改修工事認可関係書類防火改修工事費標準単価決定関係書類疎開ニ因ル各種補助助成金関係書類其ノ他重要ナラザル防衛関係書類
第十七類	墓地	第一種	第一種
第一節	墓地	墓地使用許可関係書類	第二種
第二節	墓地使用	墓地整理関係重要書類	第四種
第三節	埋火葬	葬祭施設並管理経営関係重要書類其ノ他墓地関係重要書類	氣象持報関係書類各種防空実施計画防衛業務用被服関係書類其ノ他輕易ナル防衛関係書類
第四節	雑件	第二種	第一種
		永久保存ノ要ナキ墓地関係重要書類	第二十類 營繕
		第三種	第一節 都庁舎区役所庁舎
		墓地返還届其ノ他重要ナラザル墓地関係書類	第二節 市場工場車庫及倉庫
		第四種	第三節 学校及図書館
		墓地使用許可証再交付関係書類墓地使用者住所変更関係書類其ノ他輕易ナル墓地関係書類	第四節 社会事業施設
第十八類	土木	第一種	第五節 病院
第一節	道路	道路建設関係重要書類	第六節 雑件
第二節	道路占用	橋梁建設関係重要書類	
第三節	橋梁	其ノ他土木関係重要書類	第二十一類 地方交通
第四節	河川運河	第二種	第一節 地方鉄道
第五節	船舶	永久保存ノ要ナキ土木関係重要書類	第二節 自動車
第六節	港湾	第三種	
第七節	公有水面	道路占用関係書類道路支障物件搬出関係書類側溝上使用許可関係書類公有水面占用使用関係書類其ノ他重要ナラザル土木関係書類	第一種
第八節	雑件	第四種	地方鉄道並軌道関係重要書類乗合自動車関係重要書類
		短期ノ堤塘護岸土揚敷共同物揚場使用許可関係書類其ノ他輕易ナル土木関係書類	第二種
第十九類	防衛	第一種	地方鉄道並軌道乗合自動車関係書類其ノ他永久保存ノ要ナキ交通関係重要書類
第一節	防衛企画	疎開計画防空法第一条第三条ノ指定ニ関スル書類各種永年防空計画防空空地防空地帯指定関係書類防空用地管理関係重要書類防空従事者扶助令施行関係重要書類防空資材整備並配備関係重要書類防火改修命令関係書類非常災害関係重要書類害関係重要書類其ノ他防衛関係重要書類	第三種
第二節	防衛設備	第二種	地方鉄道並軌道乗合自動車関係書類其ノ他重要ナラザル交通関係書類
第三節	防火改修	各種年度防空計画防空設備整備関係書類防空空地計画関係書類	第四種
第四節	非常災害		地方鉄道並軌道関係諮問書類乗合自動車関係諮問書類
第五節	疎開		第一種
第六節	雑件		電機瓦斯事業関係重要書類報償契約関係重要書類
			第二種
			電機瓦斯事業等ニシテ永久保存ノ要ナキ重要関係書類
			第三種
			電機瓦斯事業等ニシテ重要ナラザル関係書類
			第四種
			電機瓦斯事業関係諮問案報償契約関係書類

第二十三類	水道	第一種	下水道使用料領収簿並告知書発行簿物品請求返納簿各種日記帳宿直日誌件名簿出勤簿經由簿送付簿出張命令簿令達簿郵送簿補助件名簿使送簿時間外勤務命令簿遅参早退簿休暇関係簿冊其ノ他輕易ナル簿冊
第一節	給水	上下水道監督関係書類水道施設関係重要書類水道工作	
第二節	水源水路	物理設ニ依ル無償借地契約書下水道事業認可関係書類	
第三節	使用料及工費	其ノ他水道関係重要書類	
第四節	水道用地		
第五節	浄水場及給水場		
第六節	水道拡張	第二種	
第七節	下水道	給水装置設計調書	
第八節	私設下水	地上物件移転科調書並承諾書上下水道使用料徴収カード並徴収簿給水装置所有名義変更届上下水道拡張関係	
第九節	雑件	重要諸調表其ノ他永久保存ノ要ナキ水道関係重要書類	
		第三種	
		汚水試験施行関係書類私設下水道施設許可関係書類使用料並工費関係書類下水構造物引継関係書類公設下水道特別使用許可関係書類其ノ他重要ナラザル水道関係書類	
		第四種	
		水道準備積立金管理関係書類水道用地一時貸付関係書類流末装置関係書類断水並通水関係書類其ノ他輕易ナル水道関係書類	
第二十四類	雑書	第一種	
		都長官事務引継書収蔵文書図書廃棄関係書類其ノ他ノ類ニ属セザル重要書類	
		第二種	
		永久保存ノ要ナキ他類ニ属セザル重要書類	
		第三種	
		勅任官以下事務引継書其ノ他重要ナラザル他類ニ属セザル書類	
		第四種	
		事務報告材料其ノ他輕易ナル書類	
第二十五類	簿冊	第一種	
		事務報告書（文庫備付用）都議会並都参事会決議録（文庫備付用）都議会速記録（文庫備付用）文書索引簿地種目変換録私設下水道関係許可台帳其ノ他重要ナル簿冊	
		第二種	
		質物関係重要台帳契約保証金関係簿冊其ノ他永久保存ノ要ナキ重要ナル簿冊公債契印簿	
		第三種	
		備品台帳現金有償証券受払簿予算差引簿材料受払簿還付金整理簿各種収入調定簿消耗品収納並出納簿公債利札台帳出納関係補助簿工事台帳其ノ他重要ナラザル簿冊	
		第四種	

（『東京都公報』第272号 昭和20年4月17日）

【活動報告】

新公文書館開館に向けて

～公文書管理条例を中心に～

東京都公文書館 企画連絡調整担当

相原 宏美

1 はじめに

令和2年4月の東京都公文書館（以下「公文書館」という。）の移転に併せ、東京都における公文書の管理に関する条例（平成29年条例第39号。以下「管理条例」という。）の改正とともに、東京都公文書館条例（令和元年条例第24号。以下「館条例」という。）が制定された。今回は管理条例の主な改正ポイントとともに、新しい公文書館の概要について述べていくこととする。

2 公文書館の移転について

公文書館は昭和43年（1968）10月、港区海岸一丁目に開館し、平成24年3月から世田谷区玉川に仮移転中である。令和2年4月には、国分寺市泉町に新築される新公文書館に移転する予定である。

新公文書館は、外壁の二重化や太陽光発電設備等、最新の省エネ、再エネ技術を導入し、最適な温湿度環境の中で公文書等を適切に管理していくとともに、エントランスホール等に多摩産材を使用した建物となっている。

3 東京都公文書等の管理に関する条例

(1) 制定、改正の経緯

都において、文書管理上の課題への対応が必要となったことから、文書による事案の決定や、その経過を明らかにする文書の作成等公文書の適正な管理を図るために必要な事項について定めた管理条例が制定され、平成29年7月に施行されている。この度、公文書館の移転に併せて、管理条例が改正され、一部の規定を除き、令和2年4月1日施行される。（以下、改正後の管理条例を「改正管理条例」という。）

都における、管理条例制定前までの文書管理については、知事部局、水道局や交通局等が執行機関ごとに文書管理規則等を設け、文書の管理等を行っていたが、管理条例制定により、文書管理について都としての統一的なルールが確立することとなった。

(2) 目的

公文書が都民共有の財産であること、その適正な管理が情報公開の基盤であることを明記し、都政の透明化を推進し、現在及び将来の都民に対する説明責任を果たすことを

目的としている。

(3) 改正管理条例のポイント

今回の改正の主眼は、現用文書と非現用文書の双方について、公文書の作成、保存、移管、利用といった文書のライフサイクルを通して統一的に管理することを定め、都における公文書管理制度を完成させるというものである。改正のポイントは主に下記の3点である。

ア 歴史公文書制度の創設

上記(2)の目的を達するため、歴史公文書等について、改正管理条例に明確に位置付けることとした。さらに、歴史公文書等を確実に公文書館に移管するため、実施機関は、公文書の保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものは、移管の措置を、それ以外は廃棄の措置をとるべきことを定めなければならないと規定されている。この保存期間満了時の措置については、知事の定める移管基準ガイドラインを参酌して各実施機関が定める移管基準表に基づき、定めることとされている。(改正管理条例7条)

これまでは、主に公文書の保存年限に着目して公文書館への引継文書を決めていたのに対し、令和2年度以降、公文書それぞれの歴史的価値に着目して移管又は廃棄を決めていくことが大きな違いである。

さらに、歴史公文書等が確実に公文書館に移管されるようにするため、公文書館による移管等の求めについての規定も置かれている。知事(公文書館)は、実施機関が廃棄の措置を定めた文書のうち、公文書館において保存する必要があると認める公文書の移管を求めることができ、実施機関は特別な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない(改正管理条例11条1項)。

イ 利用請求制度の創設

公文書館が保存する歴史公文書等(特定歴史公文書等)について、現用文書を対象とする情報公開制度における開示請求と類似の制度である「利用請求制度」が創設された。

知事は利用請求があった場合には、改正管理条例に規定する利用制限事由を除き、閲覧や写しの交付による利用を認めることとなる。なお、利用請求制度においては、特定歴史公文書等に利用制限情報が記録されているか否かの判断に当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等の移管時に移管元実施機関が利用の制限を行うことが適切であるとして、その旨の意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならないとされている(改正管理条例19条)。

また、利用請求に係る処分又は不作為について不服がある者は、知事に対して行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができる。

なお、利用請求制度が創設されても同制度によらずに一定の特定歴史公文書等その他資料を閲覧、複写することのできる簡易閲覧制度は継続する。

利用請求に係るより細かな事項については、東京都特定歴史公文書等の利用等に関する規則(令和2年4月施行予定)に規定されている。

ウ 東京都公文書管理委員会の設置

公文書等の管理に関する重要な事項について審議し、実施機関に意見を述べるため、東京都公文書管理委員会（以下「管理委員会」という。）が設置された。これは、専門的な第三者の視点を公文書管理に取り入れるために、知事の附属機関として設置されたものである。

管理委員会委員は、知事が任命する委員7名以内により構成され、その任期は2年である。

管理委員会の主な機能としては、以下のとおりである。

(ア) 公文書管理に関する重要事項の審議

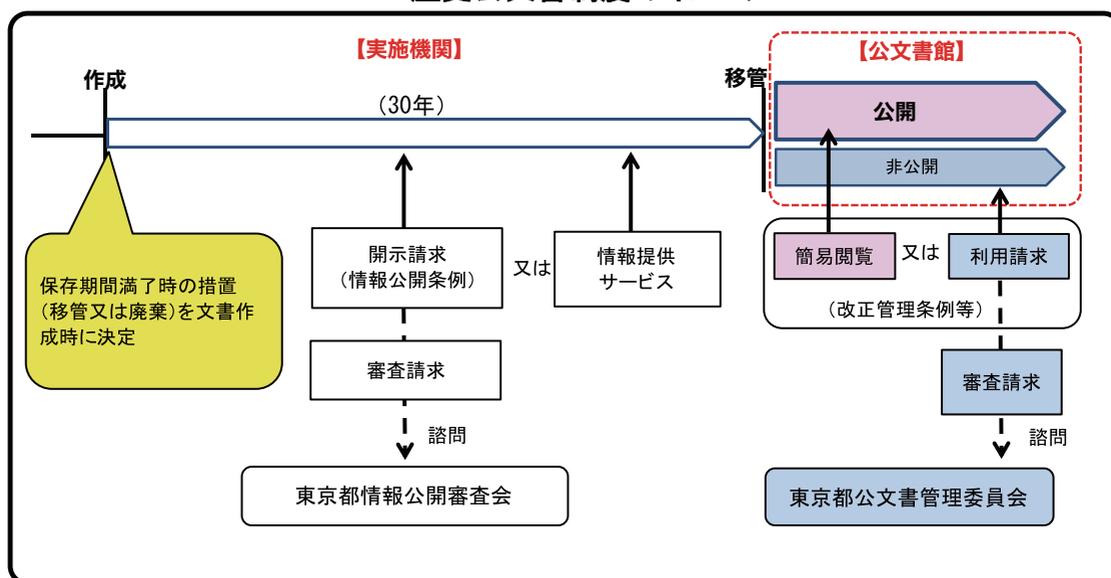
知事の定める移管基準ガイドラインの制定又は改正については、管理委員会に諮問することとされており（改正管理条例 39 条 1 項 1 号）、令和元年 12 月に決定した移管基準ガイドラインも管理委員会への諮問、答申を踏まえて決定したものである。

また、特定歴史公文書等の廃棄についても委員会への諮問が義務付けられている（改正管理条例 39 条 1 項 2 号）。特定歴史公文書等を廃棄できるのは、当該文書が歴史資料として重要でなくなったと認められる場合（改正管理条例 26 条）であり、当該文書の劣化が極限まで進展して判読及び修復が不可能で利用できなくなった場合を想定しており、情報の内容による判断ではなく、専ら外形的要素により判断されるものであるが、特定歴史公文書等の廃棄が恣意的に行われることの無いよう、管理委員会への諮問が義務付けられている。

(イ) 公文書管理に関する重要事項の審議

上記イで述べたとおり、利用請求に係る処分又は不作為について不服がある者は、審査請求できることとなっているが、知事は、審査請求が不適法であり、却下する場合を除き、管理委員会に諮問した上で裁決を行うこととなっている（改正管理条例 30 条 1 項）。

歴史公文書制度のイメージ



4 東京都公文書館条例

令和2年4月の移転に合わせ、公文書館は公の施設となる。

館条例及び同条例施行規則には、公文書館の事業、休館日や開館時間のほか、新たに行う館内施設等の貸出しについても規定されている。なお、館条例の制定に当たっては、東京都公文書館在り方検討会議での外部有識者を含む委員の方々の意見を踏まえて検討を行った。

5 新公文書館の取組み

新公文書館は、利用者の方にさらに親しんでいただける公文書館となるべく、利便性の向上に向けた取組みを行っていく。

(1) 最新の展示施設の設置

ア 常設展示室

グラフィックやタブレット等を活用し、江戸から東京への歴史の展開をたどることのできる展示を行う。

イ 企画展示室

重要文化財を含む所蔵資料による企画展を年2回程度開催する。

(2) 情報発信の強化

重要文化財に指定された東京府市文書や江戸期古文書類をインターネットに画像データで提供するデジタルアーカイブの実現や、SNSを活用した資料情報の発信をより活性化し、利用者層を拡大していく。

(3) 研修室等を活用したサービス向上

館内施設等を研修室として一般の方へ貸し出すほか、職員向けの研修や説明会にも利用できるようにしている。また、研修室を活用した古文書講座等の都民向け講座の開催等も検討していく。さらに、館内には行政利用室を設置し、機密性の高い文書等の閲覧にも対応できるようにしていく。

(4) その他

隣接する都立多摩図書館との連携や、土曜日の開館など、さらに公文書館を利用しやすい施設としていく。

6 おわりに

令和2年度は、東京都公文書館の移転とともに、改正管理条例による歴史公文書制度や利用請求制度が始まり、都における公文書管理が新たな段階へと入っていく。これらの制度が円滑に運用されるためには、公文書に携わる者が歴史公文書について、その意義を理解し、後世に残すべき公文書が適切に移管されることが重要であり、今後取り組むべき課題であると考えられる。

【新刊紹介】

都史資料集成Ⅱ第3巻

～占領下の行政～

東京都公文書館 史料編さん担当

小野 美里

はじめに

都史資料集成は、三多摩地域の旧東京府編入以後の明治27年（1894）以降を対象に、近現代の東京に関する基本的資料を収録するテーマ別の資料集である。平成23年度には戦前期を対象とした第Ⅰ期全12巻の刊行を完了し、平成25年度からは、第Ⅱ期として『都史資料集成Ⅱ』を刊行中である。本稿では、今年度刊行の『都史資料集成Ⅱ』第3巻について、その概要を紹介したい。なお、本稿の図版には、本書の対象外のもの（【図1】、【図4】）も含まれるが、当時の様子を伝える当館所蔵資料として、ここに掲載した。

1 『都史資料集成Ⅱ』第3巻のテーマと構成

本書のテーマは、「占領下の行政」である。本書は、昭和20年（1945）9月の連合国軍による東京進駐から、27年（1952）4月に占領が終結する前後の時期を対象に、他国に占領されるという未曾有の事態に遭遇した東京都が、どのような行政を行ったかを明らかにしようとするものである。なかでも、この時期特有の東京都の業務として重要な位置を占めた、占領軍との連絡・折衝業務＝「渉外業務」に焦点を当て、都による占領軍関係業務に関する資料を収録した。

昭和20年8月14日の日本のポツダム宣言受諾決定を受け、同年8月28日にアメリカ合衆国¹陸軍第8軍の先遣隊が神奈川県厚木飛行場に降り立った。9月2日の降伏文書調印後、9月8日には東京への占領軍進駐が始まった。

都は9月4日、占領軍との連絡機関として、東京都終戦連絡委員会²を設置、9月13日には東京都次長を本部長とする進駐軍受入実行本部を組織して、占領軍からの諸要求に対応した。

同年12月20日には、都は長官官房に渉外部を設置する。以後占領の終結に至るまで、渉外部は土地建物の接收、労務管理、賠償工場管理、占領軍事故等に関わる連絡業務や、占領軍への情報提供等を担当し、占領軍と都の組織だけでなく、国の中央官庁をはじめ、都内に所在するあらゆる組織・個人を中継する役割を果たした。こうした業務は、当時「渉外業務」と呼ばれた。渉外業務とは元来、対外業務一般をさす言葉だが、占領期には、占領軍との交渉・連絡調整業務を意味した。本書は、この渉外業務に光を当て、その具体的中身と変遷をたどろうとするものである。

【表】 渉外部長の変遷

昭和20	昭和21	昭和23	昭和24	昭和25	昭和26	昭和27	昭和28
	磯村英一	黒田音四郎				山田久就	
12.20		4.12				5.6	

磯村は東京市社会局、文書課調査掛長、欧米出張（昭和11年）、文書課長、豊島区長、港湾局振興課長、牛込区長、戦時生活局配給部長などを歴任、幻となった昭和15年のオリンピック招致にも関与した。黒田と山田はともに外務省から入都した。いずれも対外交渉の経験を豊富に有する人物が部長に就任した。

占領期日本に関しては、1970年代に米国で外交関係機密文書や米陸海軍文書といった史料の公開が進み、米国側の資料を使用した本格的な研究が日米双方で進展した。日本の国立国会図書館憲政資料室でも米国国立公文書館所蔵のGHQ/SCAP文書の閲覧が可能になり、平成7年(1995)からプランゲ文庫³の逐次公開も始まって、占領期の各領域に関する研究が深化・多様化している。その一方で、占領軍による地方行政が都道府県を通じて行われたにもかかわらず、都道府県のアーカイブズの利用を通じた研究は、緒に就いたばかりといわれている⁴。

東京都公文書館（以下、「当館」という。）には、都の占領軍関係業務の担当部局たる渉外部が作成・収受した文書・刊行物が所蔵されている。本書はこれらの資料を中心に、占領期の渉外業務の展開を跡づけることにより、首都である東京都が占領という事態にいかに対峙したかを、具体的に明らかにする。

本書は以下の通り構成した。

第一 占領軍の受入れ

第二 軍政部期の渉外業務

第三 民事部期の渉外業務

第四 占領の終結へ

なお本稿では、終戦後日本に進駐したGHQ/SCAP（連合軍最高司令官総司令部、以下「GHQ」という。）を頂点とする連合軍の軍隊を「占領軍」と呼称する。同時代には「進駐軍」という用語も多く用いられ、「連合軍」「連合軍」といった表現も用いられてきた。連合軍とは一般に、第2次世界大戦中に枢軸国側（ドイツ・イタリア・日本等）と交戦した諸国のことを指すが、日本の降伏条件と、降伏後の日本占領のあり方を示したポツダム宣言に参加した連合軍は、アメリカ・イギリス・中国・ソ連の4国である。このうち実際日本に進駐した軍隊は、イギリス連邦軍が中国・四国地方に配置されたほかは、すべてアメリカ軍であり、実質的にはアメリカによる単独占領であった⁵。

2 東京における占領軍の軍政機構の変遷

(1) 占領初期の軍政機構

地方において、占領政策の実行を監視する役割を果たしたのが、軍政機構である。各地に進駐した米陸軍部隊の軍政担当セクションが、その役目を担った⁶。占領下の都では、GHQと直接やりとりするケースもあったが、主に連絡・交渉の相手となったのはこの軍政機構である。そこでここでは、東京における軍政機構の変遷を整理しておきたい。

終戦当初日本に進駐した米陸軍は第8軍と第6軍である。第8軍は主に東日本の占領を、

第6軍は主に西日本の占領を担当した。関東地方は第8軍の第11軍団（横浜：税関ビル）が担当し、その下の第一騎兵師団が東京・神奈川地域を担当した。

昭和21年1月になると第6軍が本国への復員のため編成解除され、第8軍が日本全土を担当することになった。その結果、第8軍司令部の下にはユサスコム軍団（United States Army Service Command Corp, 横浜）、第1軍団（京都）、第11軍団（日吉）、第9軍団（仙台）が配属された。同年2月20日の時点で、東京都・山梨県は、第11軍団―第106軍政団（川崎）―第32軍政中隊（東京）の管轄であった⁷。その後第106軍政団が第9軍（仙台）の配下に移るなど編成替えがあるが、東京都は第32軍政中隊が管轄し続けた⁸。同年7月1日には軍政機構が大きく再編され、東京・神奈川には東京神奈川地区軍政部が設置され、第8軍軍政局（20年9月に第8軍総司令部の特別参謀部に設置）の直轄管理となった⁹。この東京神奈川地区軍政部は、23年（1948）2月に東京と神奈川の両軍政部に分けられた。本書における「軍政部期」とは、東京神奈川地区軍政部及び東京軍政部が存在した時期（昭和21年7月～24年6月）のことを指す。

(2) 軍政部から民事部へ

日本占領における非軍事化（武装解除や軍需産業の接收等）は、昭和20年末にほぼ決着し、21年から22年（1947）までの2年間は、新憲法制定を頂点とする民主化のための諸改革が実行された時期とされる。アメリカの対日占領政策は、昭和23年以降は経済復興に重点が移った。それまでGHQで民主化政策の実行をけん引してきた民政局も縮小、23年6月には民政局地方政府課が第8軍に移管された¹⁰。

昭和24年（1949）には、日本政府への一定の権限移譲など、GHQによる占領管理体制を緩和する方向性が明確となり、軍政機構も改編された。同年7月1日には、第8軍軍政局は民事局に、45の府県軍政部は府県民事部に名称を変えた。この時、東京軍政部は東京民事部となった。さらにGHQは同月25日、府県民事部の廃止と軍政要員の縮小を指示し、軍政要員も軍人から文官へと比重の転換が図られた。

府県民事部の廃止に伴い、関東地方には関東地方民事部¹¹が発足した。当初の関東地方民事部の管轄地域は、東京・千葉・埼玉・茨城・栃木・群馬・長野・山梨であったが、昭和24年12月1日、神奈川・静岡を管轄区域に加えて新発足した¹²。本書でいうところの「民事部期」とは、東京民事部と関東地方民事部が存在した時期（昭和24年7月～26年6月）を指す。

なお、昭和24年12月に第8軍は民事関係の任務を解除され、翌25年（1950）1月にはGHQの幕僚部に小規模な民事局が新設された。

(3) 朝鮮戦争の勃発と在日兵站司令部の配置

昭和25年6月25日、朝鮮戦争が勃発すると、第8軍の主力部隊が朝鮮半島に投入さ



【図1】小学校に設置されたCIE読書室
(Tokyo Metropolitan Office, TOKYO, 1949)

れ、7月13日には第8軍司令部も朝鮮半島に移動した。第8軍に代わって在日兵站司令部（Japan Logistical Command）が横浜税関ビルに新設された¹³。

軍政機構については、在日兵站司令部配置後も関東地方民事部は存続している。しかし昭和26年（1951）に入り対日講和条約の締結に向けた具体的な作業が進展するに従い、GHQは全国の地方民事部の人員を大幅に削減する方針を立てた。そして同年6月30日、GHQは地方民事部の地方行政監督業務を終了させ、全国8地方の民事部を廃止した。これに伴いGHQの民事局は警察予備隊関係の業務だけを扱うことになり、占領行政に従事する文官要員も大幅に削減された¹⁴。

3 本書収録の占領期関係資料

(1) 東京都公文書館所蔵資料

ア 渉外（GHQ）文書

渉外部が昭和21年から23年初めまでに作成・取得した文書群である。当館の目録情報検索システムでは「渉外（GHQ）文書」として、85冊の簿冊が登録されている。

渉外（GHQ）文書には、渉外部と、都の各局、GHQ・軍政部（東京神奈川地区軍政部→東京軍政部）、中央官庁、民間団体等との間のやりとりが記録されている。

主な内容は、GHQあるいは軍政部からの指令¹⁵、都内の諸組織とGHQ・軍政部との間を中継する文書、賠償工場関係¹⁶、都が軍政部に提出するために作成した各行政領域の調査資料等である。なお、賠償工場関係の文書については、紙幅の関係で収録していない。

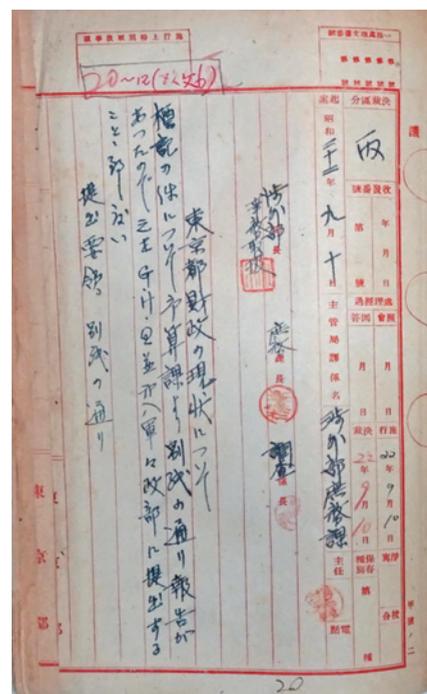
イ その他の渉外部関係文書

当館には、渉外部が昭和24年から26年にかけて、民事部（東京民事部→関東地方民事部）との連絡のために作成・取得した文書の所蔵がある。民事部からの指令、都から民事部に宛てた報告のほか、占領軍物資の放出関係を主な内容とする。これらは当館の現代文書調査・収集プロジェクト¹⁷により収集された文書群である。公開準備が整ったものから順次公開されている。

このほか当館所蔵文書から、渉外部の職制に関する資料を収録した。なお本書には収録していないが、当館には渉外部が関与した他県との広域会議に関する資料の所蔵もある。

ウ 庁議・各局文書等

渉外部の機構改編や、朝鮮戦争のように渉外業務に大きな影響を及ぼす事態の発生があった時には、東京都の最高幹部による政策討議・決定の場である庁議¹⁸において渉



【図2】 渉外（GHQ）文書

外部長による報告や討議がなされており、庁議記録のなかにも関係文書が存在する。

さらに経済局、衛生局等、都の各部局が作成・取得した資料のなかにも、占領軍との連絡・折衝に関わる記録が含まれている。

接収関係資料の所蔵は多くないが、比較的まとまった資料として、中央卸売市場（築地市場）の接収と返還をめぐる一連の記録が残されている。

エ 庁内刊行物

占領期に発行された東京都の行政刊行物のうち、以下のものを収録した。

なお、紙幅の関係で収録できなかったが、昭和21年に刊行を開始した『都政概要』（別題『東京都政概要』）は都の一年間の事業概要を組織毎にまとめたもので、毎年発行された。渉外部についてもその発足の経緯や具体的な業務内容が記述されており、占領期の都政を概観することができる。

『渉外情報』

渉外部が昭和23年に創刊し、初期には毎月2回刊行された。重要な渉外事項のほか、米国極東軍に配付された「星条旗新聞 (Stars and Stripes)」や米国雑誌から取材した政治・経済・文化などの世界情勢が掲載された。その目的は「事務



【図3】『渉外情報』表紙

上の指針と啓蒙」に資することとされた¹⁹。あくまで都庁内部向けの媒体であり、一部の幹部職員にのみ配付された。

一つ一つの記事の記載は簡潔だが、占領軍との間で行われた定期的な会合の記録や、地方軍政機関の機構改変や人事異動、占領政策に関するその時々的重要なトピックの解説記事等が掲載され、占領期の渉外業務がカバーした領域を伝える資料となっている。当館に第12～48号（昭和24年2月～26年9月、欠号あり）の所蔵があり、欠号については首都大学東京図書館所蔵分²⁰で補った。

『労務管理』

渉外労務（占領軍に対する労務提供・管理業務）に関しては、渉外部が昭和25年11月から『労務管理』という定期刊行物を発行している。同誌は関係機関の連絡報として、渉外労務の関係規程・通牒等の解釈、専門用語の説明、各部門の業務紹介、渉外労務従事者の数や内訳を示した統計等を掲載している。当館には第3巻第8号（昭和27年8月）までの所蔵がある。

(2) 他機関所蔵資料

上記に加え、国の動向を示す資料として、国立公文書館所蔵公文書、外務省外交史料館が所蔵する公文書を収録した他、都の行政を現場で実施することとなった区²¹の文書として大田区立郷土博物館所蔵資料（蒲田区役所文書）を収録した。

4 各章の概要

第一 占領軍の受入れ

この章では、占領軍による東京への進駐状況、占領軍との連絡調整のために設置された東京都終戦連絡委員会、占領軍受入れのため都に設置された進駐軍受入実行本部に関わる資料を収録した。

東京都終戦連絡委員会については、当館には関連する資料がほぼ残っていないため、外務省外交史料館や国立公文書館、大田区所蔵の関連資料を採録している。

本章の最後には『都政十年史』（東京都、昭和29年）から「終戦直後の涉外—うらばなし座談会」を収録した。当時の涉外業務の担当者が、東京都終戦連絡委員会の様子、暖房施設の調達、接收、労務提供等について体験を語っており、公的な文書には表れない証言として貴重である。

第二 軍政部期の涉外業務

本章では軍政部が存在した時期（昭和21年7月～24年6月）に、占領軍との連絡等のために渉外部が作成した文書を収録した。ここでは主に涉外（GHQ）文書・『涉外情報』から資料を選定している。

収録資料からは、この時期渉外部が果たした役割が浮かび上がる。具体的には、都庁内各局と占領軍との連絡を一元化する役割、都内所在の官庁・企業と軍政部との連絡を中継する役割等である。また渉外部が都政の各領域の調査資料を自主的に軍政部に報告することにより、連絡調整役として交渉の円滑化を図っていたことも注目される。これらの調査資料からは、終戦直後の都政の姿を垣間見ることができる。

この章ではその他、土地・建物の接收、占領軍向け住宅の建設、涉外労務管理に関する資料を採録した。

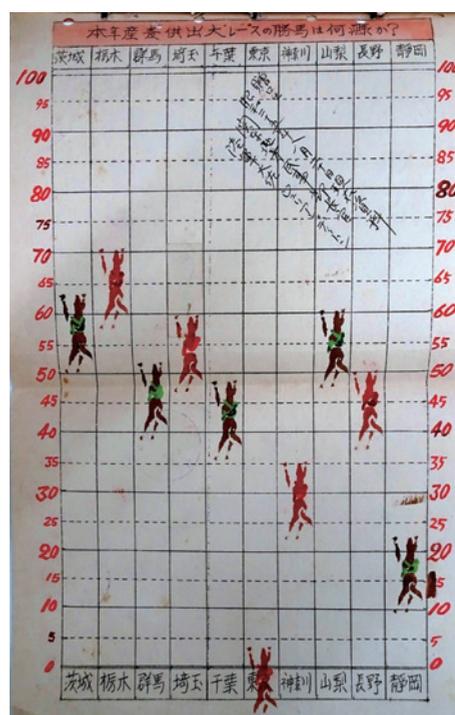
第三 民事部期の涉外業務

本章は民事部（東京民事部→関東地方民事部）が存在した時期（昭和24年7月～26年6月）を対象に、渉外部が作成・取得した文書を中心に収録した。具体的には、民事部宛ての報告書や、民事部からの指令、庁議記録などの公文書を収録している。また採録した『涉外情報』記事により、民事部司令官との会見、関東地方民事部成立前後の動向、民事部からの毎日のように出された覚書の概要について、具体的内容をつかむことができるようになっている。

またこの章では、朝鮮戦争勃発後の涉外業務に関する資料を収録した。これら資料により、朝鮮戦争を画期とした涉外業務の変化が明らかとなっている。

第四 占領の終結へ

本章では、講和への動きが大きく進展する昭和26年から、27年4月にサンフランシスコ平和条約が発効する前後の時期を対象とし、主に渉外部が作成・取得した文書収録した。占領の終結に向けた都の動向、なかでも



【図4】 麦供出促進のため関東地方民事部が作成した「競馬模型図」
 (管内1都9県の本年度産麦類の供出進捗状況について〔経済局長あて送付〕昭和25年)

占領軍（平和条約発効以降は駐留軍²²）に対する労務提供、講和記念行事と戦没者慰霊、都有施設の接收解除問題に関する文書を収録した。

この章の最後には、中央卸売市場築地本場の接收から解除までの経緯と、都による接收解除に向けた多方面への運動に関わる文書を採録した。同市場の返還に向けて、都と占領軍との交渉の軌跡を伝える資料となっている。

おわりに

最後に、本書の特徴となる点と、扱えていない点につき言及したい。

本書の大きな特徴は、占領下東京都の渉外業務に光を当て、これを通時的に扱った点にある。

占領下の東京を対象とした研究は今後の進展が待たれる状況であり、全国に目を転じてみても、当時の都道府県が占領軍による地方行政にいかに対応したかについては、これまで十分に着目されてきていない。その結果、都道府県で所蔵される関係資料も積極的に活用されてこなかった。本書で渉外部が作成・取得した文書に着目したことで、今後当館所蔵の占領期資料のさらなる活用が促進されれば幸いである。

また本書において占領の開始から終結前後までを対象としたことで、地方軍政機構の大きな改編があった昭和24年以降の渉外業務に光を当てることとなった。当該期については、これまで地域に即して掘り下げられることが少なかったが、本書に収録した資料により、都の対応の実態が具体的に明らかになったといえよう。確かに軍政機構は再編・縮小されたが、都は依然各行政領域の細かい報告を民事部に求められ、連日のように民事部からの指令を受取り、同じ管区に属する各県との連絡・調整事務が加わることで渉外部の機構拡充すら行っていたのである。さらに朝鮮戦争勃発後には、都は増大する渉外労務事務に忙殺された。当該期の米国・GHQによる対日占領政策の転換についてはこれまでの研究で言及され、占領管理政策が緩和したと評されるが、これを都道府県レベルで眺めた時に、どのようにとらえ返されるのか、さらなる検討を促す素材を提供することができたはずである。

同様に、占領終結前後の時期における都道府県の動向も、従来顧みられることが少なかった部分である。この時期について一章を設け、渉外業務の動向を跡づけたことは、本書の特徴の一つとなっている。

次に本書で扱っていない点についても触れておきたい。第一にあげるべきは、占領期の各行政領域における改革の取組みについてである。衛生、教育、労働、経済をはじめとする各領域で占領軍の指令による改革が行われているが、本書では渉外部による渉外業務を主軸に据えたため、これら個別の領域については掘り下げることができなかった。特に農地改革関係では当館にまとまった資料の所蔵があるが、上述の理由により収録対象としていない。

昭和22～25年の都政各領域の具体的状況については、『都史資料集成Ⅱ』第2巻をあわせて参照されたい。また終戦後の都の重要な事業である露店整理、土地区画整理事業などの戦災復興計画については、次巻以降で扱う予定となっている。

いずれにせよ、占領期の都の渉外業務の展開に光をあてた本書は、首都東京が占領という未曾有の事態にいかに対峙したかについて、新たな知見を提供できる内容となっている。ぜひ多くの方に、手に取っていただければ幸いである。

- 1 United States of America。本稿においては、適宜「アメリカ」「米（国）」と表記する。
- 2 東京都終戦連絡委員会がいつまで存在したかは、公文書等で確認できていない。しかし、『東京都公報』で渉外部各課の職掌の変遷を追うと、ある時期まで、同部庶務課の所掌事項に、東京都終戦連絡委員会に関する事務が含まれており、この規定が無くなる時期が一つの手がかりとなろう。この規定が庶務課所掌から外れるのは、昭和23年12月28日、庁中処務細則が改訂された時である。その理由は、それまで都が担当してきた連合軍関係設営工事の監督監視事務が、翌24年1月1日以降特別調達庁へ移管されることが決定したことによる（【令規】庁中処務細則等の改正について）昭和23年、当館所蔵、請求番号：326.E3.08）。
- 都の渉外業務において多くの比重を占めた調達要求に関わる諸業務が、特別調達庁に移管されるに伴い、東京都終戦連絡委員会もその役割を終えたと、現段階では考えられる。
- 3 アメリカのメリーランド大学が所蔵する、昭和20年（1945）から24年（1949）までの日本の刊行物を網羅したコレクション。GHQの民間検閲支隊（Civil Censorship Detachment, CCD）の検閲は、図書・雑誌・新聞のほか、映画・演劇・放送番組・ミニコミ誌等に及んだ。24年10月の検閲制度の終了、同年11月CCDの廃止後、CCDに提出された大量の資料の処分が問題となるが、ゴードン・W・ブランゲ（昭和21年からGHQの参謀第2部に勤務）がメリーランド大学に移管させた。（国立国会図書館HP、<https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/Prange.php> 令和元年9月30日アクセス）
- 4 西川祐子『古都の占領』（平凡社、平成29年）414～415頁
- 5 ソ連軍は北海道あるいは九州地方へ派遣を要請されたが調整がつかず、中国も四国地方への派遣を要請されたが、国共内戦のため派遣を見送った。英連邦の一部は東京・恵比寿（エビスキャンプ、現航空自衛隊幹部学校目黒基地）に進駐しているが、軍政には関与しないことになっていた（竹前栄治「総合解説」天川晃ほか編『GHQ日本占領史序説』GHQ日本占領史第1巻、平成8年、27頁）。
- 6 芳賀四郎『日本管理の機構と政策』（有斐閣、昭和26年）20頁
- 7 終戦連絡中央事務局総務部第一課『終戦事務情報』第6号（奥付無、昭和21年作成か）
- 8 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』風間書房（昭和58年）、栗田尚弥「〈戦時軍政〉から〈戦後軍政〉へ」（栗田尚弥編『地域と占領 首都とその周辺』日本経済評論社、平成19年所収）
- 9 荒敬『日本占領史研究序説』（柏書房、平成6年）110～111頁
- 10 福永文夫『日本占領史1945-1952：東京・ワシントン・沖縄』（中央公論新社、平成26年）3～4、191頁
- 11 Kanto Civil Affairs Regionの邦訳は、資料によっては「関東地区民事部」とも表記される。関東地方民事部では昭和25年（1950）1月に正式訳名を「関東地方民事部」と決定したが、その後も邦訳の不統一が続いた。そのため同年8月にはGHQ民事局において「地方民事部」に日本語訳を統一することが決定し、関東連絡調整事務局から日本側へ伝達された（関東連絡調整事務局『執務報告』第2号／第9号、昭和25年2月／9月）。よって本書では資料上で使用される場合を除き、関東地方民事部で統一する。
- 12 前掲『日本占領史研究序説』127頁
- 13 前掲『日本占領史研究序説』128～129頁
- 14 前掲『日本占領史研究序説』128～129頁
- 15 連合国から日本政府に対して出された一般命令（General order）、指令（Directive）、覚書（Memorandum）等を、日本側では指令と総称した。これらは正式な書面のほか、書簡や勧告、口頭で指示されることもあった。一般命令という形で出されたのは第1号のみ、指令は第1～3号のみで、圧倒的に多くの指令が、覚書の形で出された（鹿島平和研究所編『日本外交史26 終戦から講和まで』鹿島研究所出版会、昭和48年）。
- 16 賠償工場（賠償指定工場）とは、賠償の目的で、連合国管理下に置かれた工場のこと。
- 17 当館の所蔵文書のなかで特に少ない昭和20～30年代の文書の所在調査・収集を積極的に行うプロジェクトとして、平成19年度に発足した。
- 18 知事以下東京都の最高幹部による政策討議・決定の会議体。庁議については、『都史資料集成Ⅱ』第2巻（東京都公文書館、平成27年）解説参照。
- 19 東京都『都政概要 昭和23年版』（昭和24年）66頁
- 20 首都大学東京図書館（法学：法政研究室）所蔵、第2～20号（昭和23年6月～昭和24年7月、欠号あり）
- 21 昭和22年（1947）5月の地方自治法施行まで、区は行政区として都の下部機関であった。
- 22 平和条約発効後も、日米安全保障条約（昭和26年9月署名・27年4月発効、新条約は昭和35年1月署名・同年6月発効）に基づき、日本各地に駐留する米軍は、「駐留軍」と呼称された。駐留する米軍が使用する施設や区域等の具体的な条件は、「日米行政協定」（昭和27年4月発効）に定められた。

【活動報告】

東京都公文書館 企画展示

「資料が語る世田谷 ～名所・旧跡から東京オリンピック 1964 まで」

東京都公文書館 史料編さん担当

馬場 宏恵

1 開催の経緯と目的

東京都公文書館は、平成 24 年（2012）世田谷区玉川に仮移転し、東京都の歴史的公文書等の保存・公開を行ってきた。その間、国分寺市において新館建設を進め、令和 2 年（2020）4 月に新公文書館の開館を予定している。

世田谷区玉川における事業実施の最終年度にあたり、世田谷の歴史と文化に焦点を当てた企画展「資料が語る世田谷～名所・旧跡から東京オリンピック 1964 まで」を開催した。

開催期間は令和元年（2019）7 月 18 日（木）から 9 月 17 日（火）までの 62 日間とし、夏休み期間中であるため、幅広い年齢層の見学者を対象とした。

本稿では展示構成に沿ってその概要を紹介することとしたい。



ポスター

2 展示構成と内容

展示は、「Ⅰ書物に描かれた世田谷」、「Ⅱ近代化する世田谷」、「Ⅲオリンピックと駒沢」の三部構成であった。江戸時代から名所・旧跡として知られている場所、明治維新後近代化していく様子や区域の形成、最後に昭和 39 年（1964）に開催された東京オリンピックとの関わりを紹介しながら、歴史の中の世田谷区域に光を当てた。

Ⅰ 書物に描かれた世田谷

江戸時代、大都市江戸の近郊に位置した世田谷区域は、荏原郡・多摩郡にまたがる 42 か村からなる広大な農村地域であった。現在でも大小の河川や土地の起伏など、豊かな地理的環境を目にすることができる。

そのなかで、この世田谷区域は地域住民が暮らす日常生活の場であるだけでなく、江戸への消費物資の供給地、甲州道中・大山道や玉川など交通・流通網の中継地、古代から続く旧跡や神社仏閣の名所、豊かな自然景観溢れる行楽地など、さまざまな顔を持っていた。このコーナーでは、当館所蔵の書物（版本、写本）を中心に、世田谷区域の村々の概観と、案内

記や地誌で描かれた著名な名所・旧跡、伝説、文人墨客の紀行文まで、世田谷区域の魅力の一端を紹介した。

『江戸名所図会』などに描かれた名所の絵をパネルにして展示した。上北沢の牡丹は二代目歌川広重こと喜斎立祥「三十六花撰 東京北沢牡丹」として描かれたのはじめ、多くの名所案内記で紹介されるほど、世田谷区域を代表する名所だった。奥沢村の九品仏の卯の花も有名だった。

この他、「喜多見村の蛇除守」、「常盤橋」「北沢淡嶋明神社」にまつわる言い伝えを名所記、地誌を用いて紹介した。12代将軍徳川家慶による玉川遊猟にお供した奥儒者成島司直が、瀬田村名主宅の庭で紙漉きを見学した記録（『玉川遊記』）や、文化5年（1808）から翌年にかけて江戸時代の文人として著名な大田南畝が幕府勘定方役人として玉川水防を巡視した時の記録（『調布日記 附録』）も展示した。

また『東京府志料』を用いて、村々の人口や産物を「世田谷区旧荏原郡域 村別産業情報一覧」の表にまとめた。明治5年（1872）、陸軍省が国勢を把握するため各府県の地図・地誌の編纂を企画し、その調査・編さんを各府県に命じた。これを受けて東京府が調査しまとめた報告の控えが『東京府志料』である。明治初年における各町村の概況をうかがうことができる。

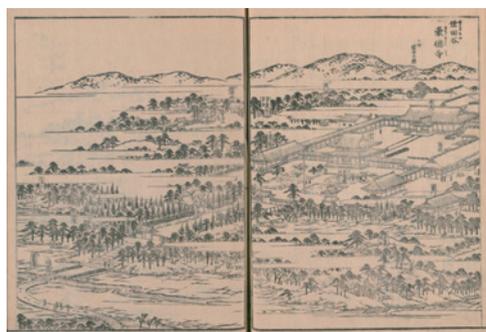
II 近代化する世田谷

このコーナーでは、内容を3つのテーマ「明治初期世田谷の諸相」「ムラからマチへ」「市域拡大と世田谷区の誕生、そして戦後へ」に分けて取り上げた。明治から大正、昭和へと移行行く時代を、世田谷がどのように駆け抜けていったのか、当館所蔵資料から追った。

「明治初期世田谷の諸相」では最初に『渡辺府知事管内巡回記』を取り上げた。明治18年（1885）の暴風雨後、東京府知事渡辺洪基は府下六郡を巡察した。11月5日から6日にかけて荏原郡下を巡っており、5日の午後1時頃から下馬引沢村・上馬引沢村・若林村を通過して世田谷・経堂在家連合村戸長役場、用賀村京西学校、用賀・瀬田連合村戸長役場を訪問した。瀬田村戸長の長崎長十郎方に宿泊して、6日の早朝から瀬田村や下野毛村の飛地、等々力村、野良田・上野毛・下野毛・等々力連合村、奥沢・尾山連合村などを訪れている。このコーナーでは、渡辺の記録から当該地域の様相を明らかにした。

続いて、世田谷区域の学校について取り上げた。明治5年（1872）「学制」が發布され、政府は開学していた家塾や学校に「開学届」や「開学明細書」の提出を求めた。「開学届」を提出した世田谷区域の学校や塾を一覧表のパネルにし、一例として、太子堂村で開学した「郷学所」の明細書を展示した。

「ムラからマチへ」では、東京近郊農村だった世田谷区域が東京の人口拡大とともに変化していく様子を取り上げた。江戸享保期から御鷹場であった駒場野は、幕末から明治にかけて軍事調練用地になった。その後、明治24年（1891）に騎兵第一大隊（後に連隊）が移転してきて、以来、次々と軍事施設ができた。この軍事施設をパネル上に示した。

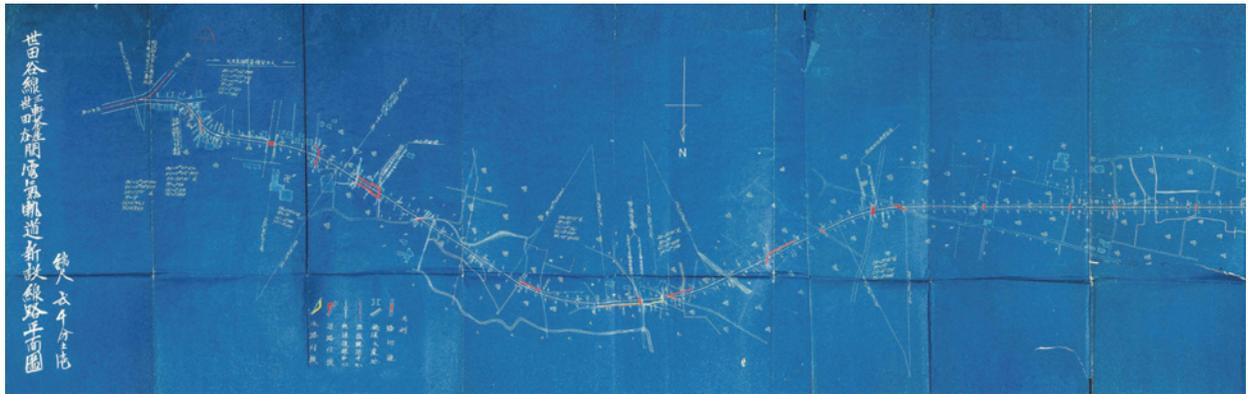


世田谷豪徳寺『江戸名所図会』第8冊



大蔵村石井氏園中杉菴図
『武州荏原郡北沢村密蔵院図』
(国立国会図書館ウェブサイトより)

また、明治29年（1896）の玉川砂利電気鉄道株式会社軌道布設請願書の路線図や玉川電気鉄道世田谷線工事施工認可申請の資料も展示し、鉄道路線の拡大を紹介した。



玉川電気鉄道世田谷線路線平面図『地方鉄道』

さらに郊外住宅の展開を取り上げた。田園都市株式会社発行のパンフレット『理想的住宅地案内』には、裏面に整地中の風景「田園都市全図」が描かれ、東京市の人口過密状態による弊害を避け「理想郷」を建設すると、その目的がうたわれている。開発地としては「荏原郡足洗池付近」、「同郡碑倉村大岡山一帯および同郡調布村」、「玉川村」にわたる多摩川沿い一帯の地を想定し、私設鉄道（後の東急東横線）開設にも言及しており、今日の世田谷から大田区域にかけての街づくりがここから始まったことがうかがえる。このほか同潤会の松陰分譲住宅案内パンフレット（昭和11年（1936））も展示し、住宅の特徴や間取りを紹介した。



砧村千歳村合併記念祝賀会
『東京市域拡張史原稿 千歳村砧村編入 全1冊』

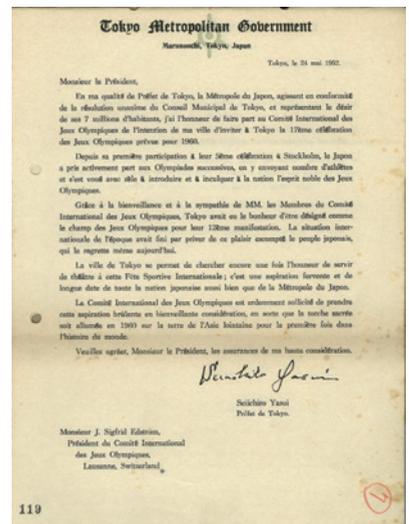
「市域拡大と世田谷区の誕生、そして戦後～」では、昭和7年（1932）10月1日の世田谷区の誕生を紹介した。区域編成をめぐって玉川村

の有志は、東京府知事宛てに「新東京市ニ対スル独立区設置請願」を提出する。玉川村は田園都市構想によって衛星都市化を目指していたため、東京市に編入されることを想定していなかったが、東京市への編入に伴い、単独区を目指したことが記録されている。

昭和11年（1936）10月1日には、北多摩郡千歳村・砧村が世田谷区に編入された。両村の編入祝賀会会場入場門の様子を写真によって見ることができる。

Ⅲ オリンピックと駒沢

最後のコーナーでは、東京オリンピックと世田谷区の関わりを取り上げた。昭和39年（1964）、東京で第18回オリンピック競技大会が開催された。世田谷区内には、馬術が行なわれた馬事公苑や、マラソンコースとされた甲州街道など、競技の舞台となった地が数多い。そのなかでも区内最大規模の会場といえるのが、バレーボールやレスリングなどが行なわれ



1964 東京オリンピック招致文

た駒沢オリンピック公園総合運動場であろう。

同運動場は、大会の開催に合わせ東京都が整備した。現存する施設の大半はこのとき建設されたが、同地とスポーツのつながりは古く、大正期にゴルフ場が開設されたところまでさかのぼる。戦後、一時期はプロ野球の試合が行なわれた球場も存在した。

また、駒沢は昭和15年（1940）に予定されていたいわゆる「幻のオリンピック」とも関わりがある。そのため展示では、戦前のオリンピックに関する資料も紹介した。昭和11年（1936）東京市オリンピック招致使節記録写真（複製）を展示した。これは昭和15年（1940）のオリンピック開催地を決める国際オリンピック委員会の総会へ、東京市が派遣した使節団の写真である。総会はベルリンで行われ、東京開催が決定された。しかし日中戦争の開始など国際情勢の悪化から、昭和13年（1938）7月、政府は大会返上を決定し、幻のオリンピックとなった。

このとき計画されたメインスタジアムは、現在の駒沢オリンピック公園総合運動場にあたるエリアが建設予定地とされていた。当時の様子をご覧いただけるように、昭和12年の東京近傍1万分1地形図を接合して床面に貼り、幻のオリンピックの時代を再現した。

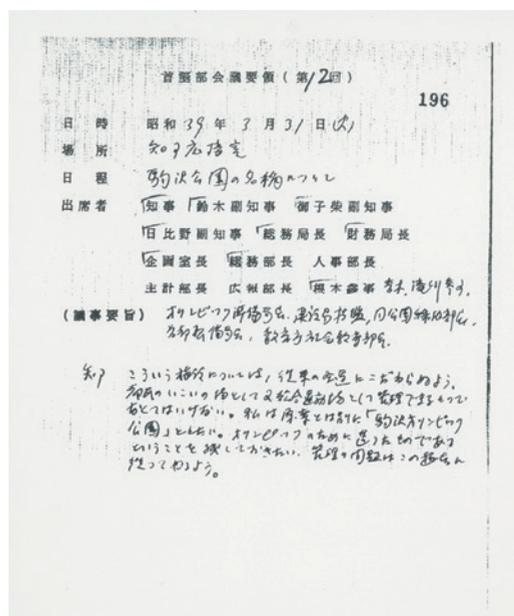
駒沢オリンピック公園総合運動場の完成は、大会開催を目前に控えた昭和39年夏だった。敷地内には、世田谷区民や区役所で構成する「オリンピック東京大会世田谷区協力会」が寄贈した花時計も設けられ、長らく会場に彩りを添えた。この花時計は現存していないが、当館で所蔵している設計図をみると、時計の長針に世田谷区の紋章、短針には東京都紋章をそれぞれあしらったものであったことが確認できる。

その他世田谷区に点在する、1964年大会ゆかりの場所を横長の大幅パネルにして紹介した。

IV 1階ロビーコーナーにおける展示その他

メイン会場（2階展示スペース）の他、1階のロビー及び廊下では、世田谷区行政区画の変遷や昭和30年代初めの写真と同じ位置での現在の写真を並べその変化を紹介した。

さらに「昭和30年代初めの世田谷 ～玉川通りを中心に」を上映した。これは「東京の変ぼう」と題し、都市化が進む世田谷を写した東京都文化スライドを編集作成した動画で、半世紀以上前の世田谷のすがたが、来館者の注目を集めていた。



駒沢オリンピック公園の名称を決定した首脳部会議の記録「駒沢公園の名称について」



3 成果と課題 アンケート結果から

本展示期間 62 日間のうち開館日数 42 日間の来館者は 943 名を数えた。そのうち、アンケートに回答した方の年齢層をみると、10 代 4 %、20 代 9 %、30 代 11 %、40 代 13 %、50 代 23 %、60 代 20 %、70 代以上 20 %であり、50 代以上が 6 割を占めた。若い世代が少ない最大の理由は、平日のみの開館、かつ 17 時閉館という点であろう。

展示内容については、大変良かった 37 %、よかった 52 %、ふつう 10 %、もう少し 1 %と、全体的には好評を得た。

企画展を知ったきっかけは、図書館等の施設へ配布したチラシが 29 %と高く、また当館入口や門扉に掲示したバナーやポスターが 25 %であった。

来館者は、世田谷在住及び元在住の方が多く「世田谷区の資料をこのようにしてみることができてよかった」との意見が多かった。江戸時代から続くさまざまな事象が今に続いていることがわかる資料、学校に関する資料、軍事施設に関する資料への関心が集まった。また、オリンピック関係資料は、テレビの大河ドラマのテーマと丁度重なり、タイムリーだったとの意見が見られた。

展示内容以外では、土日祝日開館を希望する声が多く、また展示会場の狭さを指摘する声もあり、移転後の新公文書館への課題となった。国分寺市への移転に関しては、「世田谷区からの移転は残念」との意見や、新公文書館の施設に期待する意見とさまざまであった。

アンケートには、期待する展示についてさまざまな声をいただいた。今後の参考にさせていただきたい。最後に、今回の展示の出品リストを付して報告を終わりたい。

東京都公文書館企画展「資料が語る世田谷～名所・旧跡から東京オリンピック 1964 まで」資料一覧

会期：令和元年 7 月 18 日～令和元年 9 月 17 日

I 書物が描く世田谷

【パネル】

「パネルタイトル」

タイトル	資料名・簿冊名等／所蔵館名	年代	請求番号
「I 書物に描かれた世田谷」	武陽玉川八景之図／東京都立中央図書館特別文庫室		015-C13/ 東C015-C013
「江戸傍近図」	江戸傍近図／東京都公文書館	寛政年中	Z A-118
「江戸時代の地理と産業」			
世田谷区旧荏原郡域 村別産業情報一覧	『東京府志料 第十八』／東京都公文書館	明治7年(1874)	DC-043
府中瓜・山西瓜	『続江戸砂子 巻之一』／東京都公文書館	享保20年(1735)	DA-243
玉川の鮎	『松の葉』／国立国会図書館	天保3年(1832)	830-170
「名所記・地誌に描かれた名所・旧跡」			
世田谷区歴史文化財マップ			
世田谷区蒙徳寺(世田谷村)	『江戸名所図会 八』／東京都公文書館	天保5年(1834)	047-27
奥澤村浄真寺九品佛(奥沢村)	『江戸名所図会 八』／東京都公文書館	天保5年(1834)	047-27
北澤栗島社(北沢村)・池尻祖師堂(池尻村)	『江戸名所図会 八』／東京都公文書館	天保5年(1834)	047-27
常盤橋(世田谷村)	『江戸名所図会 八』／東京都公文書館	天保5年(1834)	047-27
満願寺(等々力村)	『江戸名所図会 八』／東京都公文書館	天保5年(1834)	047-27
馬牽澤古事(馬引沢村)	『江戸名所図会 八』／東京都公文書館	天保5年(1834)	047-27
代太橋(代田村)	『江戸名所図会 九』／東京都公文書館	天保5年(1834)	047-28
和泉村壺泉(和泉村)	『江戸名所図会 八』／東京都公文書館	天保5年(1834)	047-27
三十六花撰 東京北沢牡丹	『三十六花撰 東京北沢牡丹』／国立国会図書館	明治	寄別2-7-1-7
牡丹・卯の花	『東都歳時記 夏 三』／東京都公文書館		C I -213
「紀行文に記録された名所・旧跡」			
同村(上北沢村) 某家藤架図	『武州荏原郡北沢村密蔵院図』／国立国会図書館	文化10年(1813) 亥	亥-158
同村(上北沢村) 鱸左内亭遠望図	『武州荏原郡北沢村密蔵院図』／国立国会図書館	文化10年(1813) 亥	亥-158
矢倉沢道二子渡	『武州荏原郡北沢村密蔵院図』／国立国会図書館	文化10年(1813) 亥	亥-158
大蔵村石井氏園中杉菴図	『武州荏原郡北沢村密蔵院図』／国立国会図書館	文化10年(1813) 亥	亥-158
同多摩郡大蔵村内玉川涯望	『武州荏原郡北沢村密蔵院図』／国立国会図書館	文化10年(1813) 亥	亥-158
荏原郡瀬田村行善寺遠望図	『武州荏原郡北沢村密蔵院図』／国立国会図書館	文化10年(1813) 亥	亥-158
垂徳舎園中図(大蔵村)	石井盛時撰 『玉川紀行』／国立国会図書館	文化10年(1813)	す-48
大蔵村地理図	石井盛時撰 『玉川紀行』／国立国会図書館	文化10年(1813)	す-48

【展示ケース】

タイトル	資料名・簿冊名等／所蔵館名	年代	請求番号
常盤橋	『江戸総鹿子 巻二 下』／東京都公文書館	元禄2年(1689) 自序	DB-271
蛇除守	『武蔵名勝図会 第四(写本)』／東京都公文書館	文政3年(1820)	C I -228
北沢淡嶋明神社	『絵本江戸めぐり 完』／東京都公文書館	弘化3年(1846) 序	C I -419
玉川遊記(東京府文献叢書甲集二十三)	『東京府文献叢書甲集二十三』／東京都公文書館	天保3年(1832)	DB-025
調布日記 附録(東京府文献叢書甲集四十三)	『東京府文献叢書甲集四十三』／東京都公文書館	文化6年(1809)	DB-048

II 近代化する世田谷

【パネル】

「パネルタイトル」

タイトル	資料名・簿冊名等／所蔵館名	年代	請求番号
「II 近代化する世田谷」	東京府管内全図(明治十二年)(帙書：明治十二年 東京府管内全図)／東京都公文書館	明治10年(1877)	654-06-14(Z H-551)
「明治初期世田谷の諸相」			
東京府新町村色分図(世田谷区域)	東京府新町村色分図 附録絵図 大泉村図及び世田谷区域図／東京都公文書館	明治22年(1889)	654-11-37 (Z H-36-564)
「渡辺洪基府知事による管内巡回」			
渡辺府知事管内巡回地図	渡辺府知事管内巡回記 (庶務課) 明治18年7月／東京都公文書館	明治18年(1885)	614. B 2. 10

「明治初期の学校家塾一覧」	一覧表 参考文献 「明治10年6～8月「明治6年開学願書」「私学校明細簿」『世田谷近・現代史』昭和51年		
	私学校明細簿・第2・朱引外（学務課）／東京都公文書館	明治10年(1877)	608. A 3. 25
	開学願書・4号（庶務掛学務取扱）明治6年2月／東京都公文書館	明治6年(1873)	606. C 4. 04
	開学願書・18号（庶務掛学務取扱）明治6年2月／東京都公文書館	明治6年(1873)	606. C 4. 18
	開学願書・20号（庶務掛学務取扱）明治6年8月／東京都公文書館	明治6年(1873)	606. C 4. 21
	家塾開業願（学務課）／東京都公文書館	明治6～9年(1873～1876)	606. C 5. 06
	開学明細簿・第3番中学区（学務掛）明治6年1月／東京都公文書館	明治6年(1873)	606. C 3. 08
「ムラからマチへ」			
人口の推移(明治初期～昭和20年)	グラフ参考文献 世田谷区編『世田谷近・現代史』昭和51年、世田谷区政策経営部広報広聴課編『世田谷区政概要2018』平成30年		
玉川電気鉄道世田谷線路線平面図	『地方鉄道』／東京都公文書館	大正12年(1923)8月	306. F 8. 25
「世田谷に移転してきた軍事施設一覧」	一万分ノ一東京近傍図 世田谷 十八(豊多摩郡、荏原郡) (内題: 世田谷(一万分之一地形図) 東京近傍十八号共九冊 大正六年発行 大日本帝国陸地測量部) (大正六年 東京近傍図) (帙書: 大正六年東京近傍図) / 東京都公文書館	大正6年(1917)	654-07-08 (Z D-018)
	理想的住宅地案内(田園都市全図)	各所住宅地計画実例／東京都公文書館	U 519. 8- か-4198
「同潤会による住宅地比較(経堂・駒沢・松陰)」	『同潤会会報』79号(昭和13年3月)、同80号(同年6月)、同87号(昭和15年7月) / 東京都公文書館	昭和13年(1938)、昭和15年(1940)	U 365. 35- ど-3532
「市域拡大と世田谷区の誕生そして戦後へ」			
最新大東京全図(大東京一般図)	最新大東京全図(昭和七年 川流堂小林又七)(箱書: 最新大東京全図 二万分之一 昭和七年十月) / 東京都公文書館	昭和7年(1932)10月	654-06-58
世田谷区役所(昭和12年頃)	『東京市域拡張史原稿 千歳村・砧村編入 全1冊』 / 東京都公文書館	昭和12年(1937)頃	319. C 5. 02
大東京名勝交通地図	昭和八年一月 大東京名勝交通地図 全三十五区(八十二ヶ町村合併) (大東京完成地図刊行会) (袋書: 大東京名勝交通地図 全三十五区(八十二ヶ町村合併) 昭和八年一月発行 大東京完成地図刊行会)	昭和8年(1933)	654-06-60
砧村・千歳村合併記念祝賀会(昭和11年)	東京市域拡張史原稿 千歳村・砧村編入 全1冊 / 東京都公文書館	昭和11年(1936)	319. C 5. 02
砧鎌田部落(集落) (昭和12年頃)	東京市域拡張史原稿 千歳村・砧村編入 全1冊 / 東京都公文書館	昭和12年(1937)頃	319. C 5. 02
世田谷区代田2丁目街路築造(昭和26年頃)	破壊から建設へ(失業対策事業写真集) / 東京都公文書館	昭和26年(1951)	労働D 25

【展示ケース】

タイトル	資料名・簿冊名等／所蔵館名	年代	請求番号
東京府史料にみる世田谷(第7大区6小区7小区)	東京府志料 卷之九十 第七大区七小区志 / 東京都公文書館	明治7年(1874)	C I-283(17-D-4-2 (箱番A-27))
渡辺洪基府知事による世田谷区域の巡回	御巡回順路日割『渡辺府知事管内巡回記 (庶務課) 明治18年7月』 / 東京都公文書館	明治18年(1885)	614. B 2. 10
宮野斐平による郷学所	(原議欠) (第3番中学区開学明細調) 私学明細表 宮野斐平『開学明細調・第3番中学区 ((学務掛)) 明治6年1月』 / 東京都公文書館	明治5年(1872)11月	606. C 3. 08
玉川砂利電気鉄道路線図	玉川砂利電気鉄道布設の件 内務大臣『第1種文書類纂・土木・鉄道((内務部第二課))』 / 東京都公文書館	明治29年11月18日	622. B 4. 02
玉川電気鉄道世田谷線新設工事施行認可申請	『地方鉄道』 / 東京都公文書館	大正12年(1923)1月20日	306. F 8. 25
松陰分譲住宅案内(世田谷区上馬二丁目)	各所住宅地計画実例 / 東京都公文書館	昭和11年(1936)	U 519. 8- か-4198

東京市編入に向けた調査	編入町村ニ於ケル最近ノ情勢(一)昭和7年6月6日『市域拡張ニ関スル書類 冊の30』／東京都公文書館	昭和7年(1932)	315. F 2. 23
東京市公報にみる世田谷紹介	「新東京プロフィール(六)世田ヶ谷町を中心とする明るい住宅―世田ヶ谷区の巻」『東京市公報』第2124号／東京都公文書館	昭和7年(1932)6月11日	府市公報-複-82(合本)
玉川区独立の請願	新東京市ニ対スル独立区設置請願『区ノ編成ニ関スル意見書類(追録ノ3)』／東京都公文書館	昭和7年(1932)	金子文庫-2281-7
砧村と千歳村にみる合併意見類集録	『東京府北多摩郡千歳村砧村本市編入世田谷区所属ニ対スル関係市区町村意見類集録』／東京都公文書館	昭和10年(1935)11月	金子文庫-2280-9
東京市世田谷学童服配給組合規約	『東京市世田谷学童服配給組合規約』／東京都公文書館／東京都公文書館	昭和16年(1941)	金子文庫-380
世田谷区代田二丁目付近の環状7号線道路工事	代田2丁目の選現場『破壊から建設(失業対策事業写真集)』／東京都公文書館	昭和21年(1951)	労働D 25

Ⅲ オリンピックと駒沢

【パネル】

「パネルタイトル」

タイトル	資料名・簿冊名等／所蔵館名	年代	請求番号
「Ⅲ オリンピックと駒沢」	第12回オリンピック東京大会東京市報告書／東京都公文書館	昭和14年(1939)	オリンピック-174
「幻の東京オリンピック」			
大会開催の決定を記念して販売された東京市電の切符	第十二回国際オリムピック大会開催東京市決定記念電車往復乗車券／東京都公文書館	[昭和11年(1936)か]	2015. 図書. 000144
「幻のオリンピックで予定されていた競技」			
競技場の配置	『Report of the organizing committee on its work for the XIIth Olympic games of 1940 in Tokyo until the relinquishment』／東京都公文書館	昭和15年(1940)	オリンピック-190
「駒沢競技場建設計画」			
東京市が作成した駒沢競技場完成予想図	『報告書』／東京都公文書館	昭和14年(1939)	オリンピック-176
「オリンピック招致とアジア競技大会の東京開催」			
昭和27年に東京都がIOCに送った招請文	3-7. 1960年オリンピック大会招致文／東京都公文書館	昭和27年(1952)	M04. 05. 01
国立競技場を視察するIOC委員ら関係者	『Pictorial Memories of The 54th Session of I. O. C.』／東京都公文書館	[昭和33年(1958)]	オリンピック-243
第3回アジア競技大会のチケット	資料 各競技場の入場券見本／東京都公文書館	昭和33年(1958)	M01. 04. 61
「オリンピック東京大会の競技場」	『オリンピック絵新聞 オリンピック東京大会の競技場』／東京都公文書館	昭和38年(1963)	オリンピック-491
「世田谷区内における1964年大会ゆかりの場所」			
「オリンピック関連街路と玉川通り」			
拡幅工事が行われている途中の玉川通り(世田谷区池尻)	特集 近づく東京オリンピック／東京都公文書館	昭和38年(1963)	スライド-463
「オリンピック東京大会世田谷協力会作成ポスター」	[ポスター]XVII OLYMPIAD あたたく 世界の友を迎えよう！／東京都公文書館	[昭和39年(1964)か]	オリンピック-493

【展示ケース】

タイトル	資料名・簿冊名等／所蔵館名	年代	請求番号
昭和11年東京市オリンピック招致記念写真(複製)	[写真]／東京都公文書館	[昭和11年(1936)]	佐藤栄志115
主競技場駒沢移行案可決(複製)	『東京市公報』第2993号／東京都公文書館	昭和13年(1938)5月10日	
駒沢競技場模型写真	『東京市紀元二千六百年奉祝記念事業志』／東京都公文書館	昭和16年(1941)	市刊L 126
駒沢公園基本計画図(複製)	【オリンピック】駒沢公園の建設基本計画について(通知)／東京都公文書館	昭和36年(1961)	L 05. 05. 07
駒沢オリンピック公園の命名(複製)	『第18回オリンピック競技大会東京報告書』／東京都公文書館	昭和40年(1965)3月	オリンピック-148
駒沢公園オリンピック公園の名称を決定した首脳部会議の記録(複製)	駒沢公園の名称について／東京都公文書館	昭和39年(1964)	328. B 2. 05

東京オリンピックにそなえて	東京オリンピック関係（ガイドブック・パンフレット）／東京都公文書館	[昭和38年(1963)]	総務E 307
TOKYO1964	東京オリンピック関係（ガイドブック・パンフレット）／東京都公文書館	[昭和38年(1963)]	総務E 307
駒沢公園オリンピック公園花時計設計図(複製)	【オリンピック】公園予定地に設ける物件の占用許可について／東京都公文書館	昭和39年(1964)	M04. 07. 05

【床貼り地図】

資料名	所蔵館名	年代
1万分1地形図東京近傍50号「井之頭」	国土地理院	昭和12年(1937)測図
1万分1地形図東京近傍51号「成城」	国土地理院	昭和12年(1937)測図
1万分1地形図東京近傍52号「登戸」	国土地理院	昭和12年(1937)測図
1万分1地形図東京近傍43号「上高井戸」	国土地理院	昭和4年(1929)測図、同12年(1937)修正測図
1万分1地形図東京近傍44号「経堂」	国土地理院	昭和4年(1929)測図、同12年(1937)修正測図
1万分1地形図東京近傍45号「二子玉川」	国土地理院	昭和4年(1929)測図、同12年(1937)修正測図
1万分1地形図東京近傍46号「溝口」	国土地理院	昭和4年(1929)測図、同12年(1937)修正測図
1万分1地形図東京近傍35号「中野」	国土地理院	明治42年(1909)測図、昭和12年(1937)第4回修正測図
1万分1地形図東京近傍36号「世田谷」	国土地理院	明治42年(1909)測図、昭和12年(1937)第4回修正測図
1万分1地形図東京近傍37号「碑文谷」	国土地理院	明治43年(1910)測図、昭和12年(1937)第4回修正測図
1万分1地形図東京近傍38号「田園調布」	国土地理院	昭和4年(1929)測図、同12年(1937)修正測図

【1階ロビー】

タイトル	
世田谷区行政区画の変遷(町名変更と区域の境界変更)	参考文献『世田谷の地名』(上・下)世田谷区教育委員会、昭和59年(1984)
世田谷区行政区画の変遷(町名変更)	参考文献『世田谷の地名』(上・下)世田谷区教育委員会、昭和59年(1984)
明治22年成立の近代6ヶ村の図	参考文献『世田谷の地名』(上・下)世田谷区教育委員会、昭和59年(1984)
東京市編入前町村の大字とその飛地	参考文献『世田谷の地名』(上・下)世田谷区教育委員会、昭和59年(1984)
世田谷区行政区画の変遷(区域の境界変更)	参考文献『世田谷の地名』(上・下)世田谷区教育委員会、昭和59年(1984)
世田谷区を形成した幕末の村一覧表	参考文献『世田谷の地名』(上・下)世田谷区教育委員会、昭和59年(1984)
世田谷区を形成した幕末の村一覧表(荏原郡)	参考文献『世田谷の地名』(上・下)世田谷区教育委員会、昭和59年(1984)
世田谷区を形成した幕末の村一覧表(玉郡)	参考文献『世田谷の地名』(上・下)世田谷区教育委員会、昭和59年(1984)
昭和20年以前の耕地整理もしくは区画整理組合設立認可状況	参考文献『世田谷の地名』(上・下)世田谷区教育委員会、昭和59年(1984)
戦前東京の最大規模の土地整理～玉川全円耕地整理事業	参考文献『世田谷の地名』(上・下)世田谷区教育委員会、昭和59年(1984)
玉川通り 昔の風景・今の風景	参考文献『世田谷の地名』(上・下)世田谷区教育委員会、昭和59年(1984)
畑の中の舗装道路(世田谷区瀬田五丁目)	文化スライド第64輯「東京の変ぼう(二)」(昭和32年(1957))／東京都公文書館 及び現在の写真(平成29年(2017))
新しい映画館(世田谷区用賀四丁目11番地)	文化スライド第64輯「東京の変ぼう(二)」(昭和32年(1957))／東京都公文書館 及び現在の写真(平成29年(2017))
三軒茶屋の賑わい(世田谷区太子堂)	文化スライド第64輯「東京の変ぼう(二)」(昭和32年(1957))／東京都公文書館 及び現在の写真(平成29年(2017))
玉電沿線の風景(世田谷区桜新町一丁目13番地)	文化スライド第64輯「東京の変ぼう(二)」(昭和32年(1957))／東京都公文書館 及び現在の写真(平成29年(2017))
スライド上映 昭和30年代初めの世田谷 ～玉川通りを中心に	文化スライド第64輯「東京の変ぼう(二)」(昭和32年(1957))／東京都公文書館 (画像をスライドショーに編集)

※本報告書の著作権は東京都にあります。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

東京都公文書館
調査研究年報 <WEB 版 >
第 6 号

発 行 2020 年（令和 2 年）3 月 31 日
編集発行 東京都公文書館
〒 185-0024
東京都国分寺市泉町二丁目 2 番 21 号
TEL 042-313-8450
印 刷 第七広告株式会社
平成 31 年度登録第 4 号

Tokyo Metropolitan Archives Annual Report of Research <Web>

Volume 6

Table of Contents

A Study on the Organizations of Building and Engineering Section in the Early Meiji Era; an Analysis of “Tokyo Prefectural Government Records,” the National Important Cultural Properties: A Transition Process from a Construction and Repairs Organization of the Former Shogunate to a Building and Repairs Organization of Meiji Government
OGAI Masako 1

[Archival Study Series: Tokyo Metropolitan Government's Document Management Regulations]

①The Document Management Regulations at the Time Tokyo Metropolitan Government was Set Up
MIYAZAKI Shouichi and SATOH Keiko 14

[Performance Report]

For Opening the New T.M.G. Archives: Focused on the Revised Regulation of Tokyo Metropolitan Government's Public Records Management
AIHARA Hiromi 31

[Introducing a Newly-published Book]

Toshishiryoushuusei (a Source Book on Historical Documents of Tokyo Metropolitan Government) II Volume 3: Administrations under the Occupation of GHQ/SCAP
ONO Misato 35

[Performance Report]

Tokyo Metropolitan Archives Thematic Exhibition
“Records Tell the History of Setagaya Region: From Notable Sites/Historic Scenes in the Edo Period to the Tokyo Olympic Games in 1964”
BABA Hiroe 43

March 2020
Tokyo Metropolitan Archives